

# 官報号外 昭和二十六年五月二十五日

## ○第十回 衆議院会議録第三十九号

昭和二十六年五月二十四日(木曜日)  
議事日程 第三十八号

午後一時開議

第一 日本政府在外事務所設置法

の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第二 国家公務員災害補償法案(内閣提出、參議院送付)

第三 地方自治法第百五十六條第

四項の規定に基き、検査所の支

所及び出張所の設置に關し承認

を求めるの件

第四 民間学術研究機関の助

成に関する法律案(若林義孝君)

第五 鉄道敷設法の一部を改

正する法律案(前田郁君外二十

名提出)

第六 郵便法の一部を改正す

る法律案(前田郁君外二十一名

提出)

第七 警察法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

第八 郵便法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

第九 鉄道敷設法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第十 民間学術研究機関の助

成に関する法律案(内閣提出、參議院送付)

十一 本日の会議に付した事件

十二 日程第一 日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案

八二一

日程第一 國家公務員災害補償法  
案(内閣提出、參議院送付)

日程第三 地方自治法第百五十六

條第四項の規定に基き、検査所

の支所及び出張所の設置に關し

承認を求めるの件

日程第四 民間学術研究機関の助

成に関する法律案(若林義孝君)

日程第五 鉄道敷設法の一部を改

正する法律案(前田郁君外二十

名提出)

日程第六 郵便法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

日程第七 警察法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

日程第八 郵便法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

日程第九 鉄道敷設法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

日程第十 民間学術研究機関の助

成に関する法律案(内閣提出、參議院送付)

日程第十一 本日の会議に付した事件

日程第十二 日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案

めること

○議長(林謙治君) これより会議を開きます。

第一 日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

○議長(林謙治君) 日程第一、日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。公貿長の報告を求めます。外務委員長守島伍郎君。

○議長(林謙治君) 日程第一、日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。公貿長の報告求めます。外務委員長守島伍郎君。

○議長(林謙治君) 日程第一、日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。公貿長の報告求めます。外務委員長守島伍郎君。

○議長(林謙治君) 日程第一、日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。公貿長の報告求めます。外務委員長守島伍郎君。

○議長(林謙治君) 日程第一、日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。公貿長の報告求めます。外務委員長守島伍郎君。

名	称	位	置
在ワシントン日本政府在外事務所	アメリカ合衆国ワシントン市		
在ニューヨーク日本政府在外事務所	アメリカ合衆国ニューヨーク市		
在サンフランシスコ日本政府在外事務所	アメリカ合衆国サンフランシスコ市		
在ロスアンゼルス日本政府在外事務所	アメリカ合衆国ロスアンゼルス市		
在シアトル日本政府在外事務所	アメリカ合衆国シアトル市		
在オタワ日本政府在外事務所	カナダ オタワ市		
在メキシコ日本政府在外事務所	メキシコ国メキシコ市		
在リオデジャネイロ日本政府在外事務所	ブラジル国リオデジャネイロ市		
在サンパウロ日本政府在外事務所	ブルガリア国サンパウロ市		
在モントリオール日本政府在外事務所	カナダモントリオール市		
在カラカタ日本政府在外事務所	インドカルカタ市		
在ニューデリー日本政府在外事務所	インド ニューデリー市		
在ボンペイ日本政府在外事務所	インドボンペイ市		
在ボンペイ日本政府在外事務所	インドボンペイ市		
在カラカタ日本政府在外事務所	バキスタンカラチ市		
在パシコタク日本政府在外事務所	タイ王国バンコク市		
在ラグーン日本政府在外事務所	ビルマ国ラグーン市		
在スラバヤ日本政府在外事務所	インドネシア共和国スラバヤ市		
在ジャカルタ日本政府在外事務所	連合王国ロンドン市		
在パリ日本政府在外事務所	フランス国パリ市		
在ブリッセル日本政府在外事務所	ベルギー国ブリッセル市		
在ストックホルム日本政府在外事務所	スウェーデン国ストックホルム市		
在ヘーゲ日本政府在外事務所	オランダ国ヘーゲ市		



2. 前項の規定は、人事院にこの法律の実施に関する責任を免かれさせるものではない。

3. 実施機関は、この法律及び人事院が定める方針、基準、手続、規則及び計画に従つて補償の実施を行わなければならない。

4. 実施機関が第一項の規定により行うべき責務を怠り、又はこの法律、人事院規則及び人事院指令に違反して補償の実施を行つた場合には、人事院は、その是正のため必要な指示を行うことができる。

(平均給與額)

第四條 この法律で「平均給與額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間(その期間内に採用された職員については、その採用された日までの間)にその職員に対し支拂われた給與の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。但し、その金額は、左の各号の一によつて計算した金額を下らないものとする。

一 給與の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高制によつて定められた場合においては、その期間中に支拂われた給與の総額をその勤務した日数で除して得た金

額の百分の六十

二 給與の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高制によつて定められた場合においては、その部分

の給與の総額について前号の方法により計算した金額と、その他の部分の給與の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額

三 前項の給與は、一般職の職員の給與に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける

職員(同法第二十二條第一項及び第二項の職員並びに商船管理委員会及び国民金融公庫の後職員を除く)にあつては、俸給、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当(人事院規則で定めるものを除く)、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当とし(但し、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当及び石炭手当を加えることができる)、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給與とす

る。

四 職員団体の業務にもつばら從事するための休暇の日

五 前三项の規定により平均給與額を計算することができない場合及び前三項の規定によつて計算した平均給與額が著しく公正を欠く場合における平均給與額の計算については、人事院規則で定める。

六 第四項の規定によつて計算した平均給與額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げたときはこれを一円に切り上げた額を平均給與額とする。

七 第五條 国は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由について、その価額の限度

八 第六條 職員が公務上の災害を受けた場合は、実施機関は、補償を受けるべき者に対して、その者がこの法律によつて権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。

九 第七條 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務することができるない場合においては、給與を受けないときは、休業補償として、その勤務することができる期間につき、平均給與額の百分の六十に相当する

十 第八條 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務することができるない場合においては、給與を受けないときは、休業補償として、その勤務することができる期間につき、平均給與額の百分の六十に相当する

十一 第九條 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務することができるない場合においては、給與を受けないときは、休業補償として、その勤務することができる期間につき、平均給與額の百分の六十に相当する

十二 第十條 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務することができるない場合においては、給與を受けないときは、休業補償として、その勤務することができる期間につき、平均給與額の百分の六十に相当する

十三 第十一條 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき別

額より多い場合は、この限りでない。

一 公務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために勤務したこと

ができなかつた日

二 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間前から出産後六週間以内において勤務しなかつた日

三 国の育に歸すべき事由によつて勤務することができなかつた日

四 公務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために勤務したこと

ができない場合においては、

第五條 国は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行つたときは、その

第六條 第五條の規定においては、

第七條 第五條の規定においては、

第八條 第五條の規定においては、

第九條 第五條の規定においては、

第十條 第五條の規定においては、

第十一條 第五條の規定においては、

第十二條 第五條の規定においては、

第十三條 第五條の規定においては、

治十九年法律第八十九号)による損害賠償の責を免かれること。

(第三者に対する損害賠償の請求)

四 遺族補償

五 諸祭補償

六 打切補償

三 臨時補償

(療養補償)

四 遺族補償

五 諸祭補償

六 打切補償

七 痘瘍補償

八 疾病補償

九 療養補償

十 痘瘍補償

十一 疾病補償

十二 痘瘍補償

十三 疾病補償

十四 痘瘍補償

十五 疾病補償

十六 痘瘍補償

十七 疾病補償

十八 痘瘍補償

十九 疾病補償

二十 痘瘍補償

二十一 疾病補償

二十二 痘瘍補償

二十三 疾病補償

二十四 痘瘍補償

二十五 疾病補償

二十六 痘瘍補償

二十七 疾病補償

二十八 痘瘍補償

二十九 疾病補償

三十 痘瘍補償

三十一 疾病補償

三十二 痘瘍補償

三十三 疾病補償

三十四 痘瘍補償

三十五 疾病補償

三十六 痘瘍補償

三十七 疾病補償

三十八 痘瘍補償

三十九 疾病補償

四十 痘瘍補償

四十一 疾病補償

四十二 痘瘍補償

四十三 疾病補償

四十四 痘瘍補償

四十五 疾病補償

四十六 痘瘍補償

四十七 疾病補償

四十八 痘瘍補償

四十九 疾病補償

五十 痘瘍補償

五十一 疾病補償

五十二 痘瘍補償

五十三 疾病補償

五十四 痘瘍補償

五十五 疾病補償

五十六 痘瘍補償

五十七 疾病補償

五十八 痘瘍補償

五十九 疾病補償

六十 痘瘍補償

六十一 疾病補償

六十二 痘瘍補償

六十三 疾病補償

六十四 痘瘍補償

六十五 疾病補償

六十六 痘瘍補償

六十七 疾病補償

六十八 痘瘍補償

六十九 疾病補償

七十 痘瘍補償

七十一 疾病補償

七十二 痘瘍補償

七十三 疾病補償

七十四 痘瘍補償

七十五 疾病補償

七十六 痘瘍補償

七十七 疾病補償

七十八 痘瘍補償

七十九 疾病補償

八十 痘瘍補償

八十一 疾病補償

八十二 痘瘍補償

八十三 疾病補償

八十四 痘瘍補償

八十五 疾病補償

八十六 痘瘍補償

八十七 疾病補償

八十八 痘瘍補償

八十九 疾病補償

九十 痘瘍補償

九十一 疾病補償

九十二 痘瘍補償

九十三 疾病補償

九十四 痘瘍補償

九十五 疾病補償

九十六 痘瘍補償

九十七 疾病補償

九十八 痘瘍補償

九十九 疾病補償

一百 痘瘍補償

一百零一 疾病補償

一百零二 痘瘍補償

一百零三 疾病補償

一百零四 痘瘍補償

一百零五 疾病補償

一百零六 痘瘍補償

一百零七 疾病補償

一百零八 痘瘍補償

一百零九 疾病補償

一百一十 痘瘍補償

一百一十一 疾病補償

一百一十二 痘瘍補償

一百一十三 疾病補償

一百一十四 痘瘍補償

一百一十五 疾病補償

一百一十六 痘瘍補償

一百一十七 疾病補償

一百一十八 痘瘍補償

一百一十九 疾病補償

一百二十 痘瘍補償

一百二十一 疾病補償

一百二十二 痘瘍補償

一百二十三 疾病補償

一百二十四 痘瘍補償

一百二十五 疾病補償

一百二十六 痘瘍補償

一百二十七 疾病補償

一百二十八 痘瘍補償

一百二十九 疾病補償

一百三十 痘瘍補償

一百三十一 疾病補償

一百三十二 痘瘍補償

一百三十三 疾病補償

一百三十四 痘瘍補償

一百三十五 疾病補償

一百三十六 痘瘍補償

一百三十七 疾病補償

一百三十八 痘瘍補償

一百三十九 疾病補償

一百四十 痘瘍補償

一百四十一 疾病補償

一百四十二 痘瘍補償

一百四十三 疾病補償

一百四十四 痘瘍補償

一百四十五 疾病補償

一百四十六 痘瘍補償

一百四十七 疾病補償

一百四十八 痘瘍補償

一百四十九 疾病補償

一百五十 痘瘍補償

一百五十一 疾病補償

一百五十二 痘瘍補償

一百五十三 疾病補償

一百五十四 痘瘍補償

一百五十五 疾病補償

一百五十六 痘瘍補償

一百五十七 疾病補償

一百五十八 痘瘍補償

一百五十九 疾病補償

一百六十 痘瘍補償

一百七十一 疾病補償

一百七十二 痘瘍補償

一百七十三 疾病補償

一百七十四 痘瘍補償

一百七十五 疾病補償

一百七十六 痘瘍補償

一百七十七 疾病補償

一百七十八 痘瘍補償

一百七十九 疾病補償

一百八十 痘瘍補償

一百八十一 疾病補償

一百八十二 痘瘍補償

一百八十三 疾病補償

一百八十四 痘瘍補償

一百八十五 疾病補償

一百八十六 痘瘍補償

一百八十七 疾病補償

一百八十八 痘瘍補償

一百八十九 疾病補償

一百九十 痘瘍補償

一百九十一 疾病補償

一百九十二 痘瘍補償

一百九十三 疾病補償

一百九十四 痘瘍補償

一百九十五 疾病補償

一百九十六 痘瘍補償

一百九十七 疾病補償

一百九十八 痘瘍補償

一百九十九 疾病補償

一百二十 痘瘍補償

一百二十ー 疾病補償

一百二十ニ 疾病補償

一百

存する場合においては、國は、障害補償として、同表に定める障害の等級に応じ、平均給與額に同表に定める日数を乗じて得た金額を支給する。

2 別表第一に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に応ずる等級による。

3 左に掲げる場合の身体障害の等級は、左の各号のうち職員に最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の一級上位の等級による。

第十五條 職員が公務上死亡した場合においては、國は、遺族補償として、職員の遺族に対して、平均給與額の千日分に相当する金額を支給する。

2 前項に規定する職員の遺族は、左の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。）

第十七條 遺族補償を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人數によつて等分して行うものとする。

（葬祭補償）

第十八條 職員が公務上死亡した場合においては、國は、葬祭を行ふ者に対して、葬祭補償として、平均給與額の六十日分に相当する金額を支給する。

（打刃補償）

第十九條 第十條の規定によつて補償を受ける職員が、療養開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合には、國は、

2 百日分に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打刃補償を行ふ場合においては、その後にだけ當該各号に掲げる順序により、父母については、義父母を先にし、実父母を後にする。

3 職員が遺言又はその者の所屬する実施機関の長に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者の中特に指定した者があるときは、その指定された者は、第一項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。

2 前項の規定により補償の分割支給を開始した後、補償を受けるべき者が希望する場合においては、人事院規則の定めるところにより、その残額を一時に支給することができる。

（審査）

第二十一條 國は、職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、別表第一に定める程度の身体障害が存する場合において、当該職員に義肢、義眼、補聴器等の補装具を支給することができる。

2 前項の請求があつたときは、入院院は、すみやかにこれを審査して判定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

3 第一項の規定による審査の請求は、時効の中斷について、裁判上の請求とみなす。

ら、従前の障害に応する障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行ふ。

第十四條 職員が重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかるときは、國は、休業補償又は障害補償を行わないことができる。

2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位による。

2 前項の規定により打刃補償を行ふ場合においては、その後にだけ當該各号に掲げる順序により、父母については、義父母を先にし、実父母を後にする。

2 前項の規定により打刃補償を行ふ場合においては、その後にだけ當該各号に掲げる順序により、父母については、義父母を先にし、実父母を後にする。

一 外科後処置に関する施設

二 休養又は療養に関する施設

三 職業再教育に関する施設

四 義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給に関する施設

（労働基準法等との関係）

第三十三條 この法律に定める補償の実施については、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による災害補償の実施との間ににおけるつり合を失わないよう十分考慮しなければならない。

第二十五条 人事院は、前條第二項の規定により判定を行う場合に

は、従前の労働者災害補償保険審査官若しくは労働者災害補償保険審査会の決定又は裁判所の判決に矛盾しないようにならなければならぬ。

第四章 雜則

(報告、出頭等)

第二十六條 人事院又は実施機関は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受けようとする者又はその関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、医師の診断を行い、又は検査を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四十四号)による旅費を受けることができる。

第二十七條 人事院又は実施機関は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、その職員に、公務上の災害を受けた職員の勤務する場所、災害のあつた場所、又は病院若しくは診療所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は補償を受けようとする者その他の関係人に 대하여質問させることができる。

2 前項の規定により人事院又は実施機関の職員が、その職權を行ふ場合には、その身分を示す証票を受けるとする者は、職員の戸籍に關して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で證明を請求することができ

る。

(時効)

第二十八條 補償を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。但し、補償を受けようとする者が、この期間経過後その権利を請求した場合において、実施機関が第八條の規定により、補償を受けるべき者に通知をしたことが、又は自己の責に帰すべき事由以外の事由によつて通知をすることができないことを立証できない場合には、この限りでない。

2 前項の時効の中斷、停止その他の場合には、この限りでない。

(罰則)

第三十四条 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

1 第二十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者

2 第二十九條 この法律又はこの法律に基く人事院規則に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(期間の計算)

第二十九條 この法律又はこの法律に基く人事院規則に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

第三十条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三十一條 補償に関する書類に

は、印紙税を課さない。

(経過規定)

2 職員に係る補償に相当する給興又は給付で、この法律施行前にお

八十四條第一項の規定に該当するもの」を「國家公務員災害補償法若しくは労働基準法の規定による道

による。但し、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給興の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第百六十七号)に基いて国

が支給する職員に係る給興のうち補償に相当するものの支給につい

て異議のある者は、人事院に対し、審査を請求することができ

る。

3 前項の審査については、第二十

四條から第二十七條までの規定を準用する。

(法令の改廃)

4 恩給法臨時特例(昭和二十三年法律第百九十号)の一部を次のよ

うに改正する。

5 厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六條中「労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)第七十七条

の規定による障害補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十

四條第一項の規定に該当するも

の」を「國家公務員災害補償法第七十七条」を「労働基準法第八十二条」を「國家公務員災害補償法第七十七条」に、「労働基準法第八十二条」に、「労働基準法第十三條若しくは労働基準法第

法第七十七条」を「労働基準法第七十七条」に改める。

6 第三十九條及び第三十九條第二項中「労働基準法第七十七条」を「國家公務員災害補償法第十三條若しくは労働基準法第七十七条」に改める。

7 第三十九條及び第三十九條第二項中「労働基準法第七十七条」を「國家公務員災害補償法第十三條若しくは労働基準法第七十七条」に改める。

第四十四條但書中「労働基準法  
第七十九條」を「國家公務員災害補  
償法第十五條若ハ労働基準法第七  
十九條」に、「労働基準法第八十二  
條」を「國家公務員災害補償法第二  
十條若ハ労働基準法第八十二條」  
に改める。

第四十七條中「労働基準法第七  
十七條」を「國家公務員災害補償法  
第十三條若ハ労働基準法第七十七  
條」に改める。

第六 労働基準法等の施行に伴う政府  
職員に係る給與の応急措置に関する  
法律の一部を次のように改正す  
る。

第七 労働基準法第八十二條  
第十九條〔昭和二十六年法律第  
四十九号〕の一部を次によ  
うに改正する。

第八 住宅金融公庫法（昭和二十五年  
法律第百五十六号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第九 地方税法（昭和二十五年法律第  
一項中「第六十八條の規定」を  
「第六十八條の規定並びに国家公  
務員災害補償法（昭和二十六年法  
律第百五十九号）」の一部を次のよ  
うに改正する。

第十 住民税法（昭和二十二年法律第  
十九号）に改める。

第十一 住民税法（昭和二十二年法律第  
十九号）に改める。

第十二 住民税法（昭和二十二年法律第  
十九号）に改める。

第十三 住民税法（昭和二十二年法律第  
十九号）に改める。

第十四 住民税法（昭和二十二年法律第  
十九号）に改める。

第十五 住民税法（昭和二十二年法律第  
十九号）に改める。

第十六 住民税法（昭和二十二年法律第  
十九号）に改める。

第十七 住民税法（昭和二十二年法律第  
十九号）に改める。

第十八 住民税法（昭和二十二年法律第  
十九号）に改める。

第十九 住民税法（昭和二十二年法律第  
十九号）に改める。

第二十 住民税法（昭和二十二年法律第  
十九号）に改める。

第二十一 住民税法（昭和二十二年法律第  
十九号）に改める。

第二十二 住民税法（昭和二十二年法律第  
十九号）に改める。

別表第一

等級	身 体 障 害		
	日 数	第一級	第二級
第一級		一、三四〇	一、一九〇
		二 両眼が失明したもの	一 両眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
		三 そしやく及び言語の機能を喪したもの	二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
		四 精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	三 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
		五 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残したもの
		六 半身不隨となつたもの	五 半身不隨となつたもの
		七 両上肢をひじ関節以上で失つたもの	六 両上肢をひじ関節以上で失つたもの
		八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの	七 両上肢の用を全廃したものの
		九 両下肢を足関節以上で失つたもの	八 両下肢の用を全廃したものの
第二級		一 両眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの	一 両眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
		二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの	二 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
		三 両上肢を腕関節以上で失つたもの	三 両上肢を腕関節以上で失つたもの
		四 両下肢を足関節以上で失つたもの	四 両下肢を足関節以上で失つたもの
第三級		一 両眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの	一 両眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
		二 そしやく又は言語の機能を喪したもの	二 そしやく又は言語の機能を喪したもの

二百二十六号の一部を次のように  
に改正する。

第二百六十二条第五号中「労働  
基準法（昭和二十二年法律第四十  
九号）」を「國家公務員災害補償法  
（昭和二十六年法律第十九号）」  
に改める。

第三百六十二条第五号中「労働  
基準法（昭和二十二年法律第四  
十九号）」を「國家公務員災害補償法  
（昭和二十六年法律第十九号）」  
に改める。

療治料に関する件（明治三十三  
年勅令第百四十一号）

巡査看守療治料、給助料及弔祭  
料給與令（明治三十四年勅令第  
百四十九号）

巡査看守療治料、給助料及弔祭  
料給與令（昭和十五年勅令第八百  
七十九号）

航空機乗員養成所生徒死傷手當  
金給與令（昭和十七年勅令第五  
百九十七号）

航空機乗員養成所生徒死傷手當  
金給與令（昭和二十年勅令第二百  
六十六号）

特殊試験従事者一時賜金令（昭  
和二十年勅令第二百六十五号）

特殊試験従事者一時賜金令（昭  
和二十年勅令第二百六十六号）

特殊試験従事者一時賜金令（昭  
和二十年勅令第二百六十七号）

特殊試験従事者一時賜金令（昭  
和二十年勅令第二百六十八号）

特殊試験従事者一時賜金令（昭  
和二十年勅令第二百六十九号）

特殊試験従事者一時賜金令（昭  
和二十年勅令第二百七十号）

特殊試験従事者一時賜金令（昭  
和二十年勅令第二百七十一号）

特殊試験従事者一時賜金令（昭  
和二十年勅令第二百七十二号）

特殊試験従事者一時賜金令（昭  
和二十年勅令第二百七十三号）

特殊試験従事者一時賜金令（昭  
和二十年勅令第二百七十四号）

特殊試験従事者一時賜金令（昭  
和二十年勅令第二百七十五号）

特殊試験従事者一時賜金令（昭  
和二十年勅令第二百七十六号）

特殊試験従事者一時賜金令（昭  
和二十年勅令第二百七十七号）

特殊試験従事者一時賜金令（昭  
和二十年勅令第二百七十八号）

特殊試験従事者一時賜金令（昭  
和二十年勅令第二百七十九号）

航空勤務者一時賜金令（昭和十  
三年勅令第五百六十四号）

巡査看守療治料、給助料及弔祭  
料給與令（昭和十五年勅令第八  
百七十九号）

巡査看守療治料、給助料及弔祭  
料給與令（昭和十六年勅令第八  
百八十九号）

巡査看守療治料、給助料及弔祭  
料給與令（昭和十七年勅令第八  
百九十九号）

巡査看守療治料、給助料及弔祭  
料給與令（昭和十八年勅令第八  
百九十九号）

巡査看守療治料、給助料及弔祭  
料給與令（昭和十九年勅令第八  
百九十九号）

巡査看守療治料、給助料及弔祭  
料給與令（昭和二十年勅令第八  
百九十九号）

## 第六級

六七〇

一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの  
二 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの  
三 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聽力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの

セキ柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの

一上肢の三大関節中の二関節の用を残したもの  
二 下肢の三大関節中の二関節の用を残したもの

一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失つたもの

一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの

二 鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聽力が四十センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの

精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

一手の母指及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指を含み三以上の手指を失つたもの

一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を残したもの

一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの

二 鼓膜の全部の欠損その他により一眼の聽力が耳かくに接しなつたもの

一手をリストラン関節以上で失つたもの

二 腕の全部の用を残したもの

三 女子の外性に著しい醜状を残すもの

四 両足の足指の全部の用を残したもの

五 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・一以下になつたもの

六 神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

七 一手の母指を含み二の手指を失つたもの

八 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの

九 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・一以下になつたもの

一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの

二 ひ臍又は一侧のじん臍を失つたもの

## 第八級

四五〇

一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの  
二 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの  
三 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聽力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの

セキ柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの

一上肢の三大関節中の二関節の用を残したもの  
二 下肢の三大関節中の二関節の用を残したもの

一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失つたもの

一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの

二 鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聽力が四十センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの

精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

一手の母指及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指を含み三以上の手指を失つたもの

一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・一以下になつたもの

第一〇級	二七〇	三五〇
第一二級	二一〇〇	一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 そしやく又は言語の機能に障害を残すもの 三 鼓膜の大部分の欠損その他により一眼の聽力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの
		四 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五 鼓膜の中等度の欠損その他により一眼の聽力が四十センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの
		六 一眼のまぶたに著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 七 二下肢の三大関節中の二関節の用を残すもの
		八 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 九 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
		一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 そしやく及び言語の機能に障害を残すもの 三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 六 そしやく及び言語の機能に障害を残すもの 七 鼓膜の全部の欠損その他により一耳の聽力を全く失つたもの 八 一手の母指を失つたもの、示指を含み二の手指を失つたもの又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの 九 一手の母指を含み二の手指の用を失つたもの 一〇 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの 一一 一足の足指の全部の用を残したもの 一二 生殖器に著しい障害を残すもの

## 第二二級

一四〇

一 一眼の眼珠に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの  
二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの  
三 七箇以上に対し歯科補てつを加えたもの  
四 一耳の耳かくの大部を欠損したるもの  
五 鎮骨、胸骨、ろく骨、肩こり骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの  
六 一下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの  
七 下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの  
八 長管骨に奇形を残すもの

九 一手中指又は薬指の用を失したもの  
一〇 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの  
一一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を失つたもの  
一二 局部にがん固な神経症状を残すもの  
一三 男子の外ぼうに著しい醜状を残すもの  
一四 女子の外ぼうに醜状を残すもの

## 第二三級

九〇

一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの  
二 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの

三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまづげほげを残すもの  
四 一手の小指を失つたもの  
五 手の母指の指骨の一部を失つたもの  
六 一手の示指の指骨の一部を失つたもの

七 一手の示指の末関節を屈伸することができなくなつたもの  
八 下肢を一センチメートル以上短縮したもの  
九 一足の第二の足指以下の二又は二の足指を失つたもの  
一〇 一足の第二の足指の用を失したもの、第三の足指を含み二の足指の用を失したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を失したもの

## 第一四級

五〇

一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまづげほげを残すもの  
二 三箇以上に対し歯科補てつを加えたもの  
三 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの  
四 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの  
五 一手の小指の用を失したもの  
六 一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失つたもの  
七 一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなつたもの  
八 一足の第二の足指以下の二又は二の足指の用を失したもの

## 備考

一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについてはきよまう正視力について測定する。

二 手指を失つたものとは、母指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三 手指の用を失したものとは、手指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは第一指関節(母指にあつては指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五 足指の用を失したものとは、第一の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは第一指関節第一の足指にあつては指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

六 各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

## 別表第二

障害補償	種別	等級
第一	一一一	二四〇
第二	九八	二二三
第三	七六	一八八
第四	五四	一六四
第五	三三	一四二
第六	二一	一三〇
第七	一一	一〇〇
第八	一一	八〇
第九	一一	六三
第十	一一	四八
第十一	一一	三六
第十二	一一	二五
第十三	一一	一六
第十四	一一	九
第十五	一一	一八〇

国家公務員災害補償法案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりこゝに添付する。

昭和二十六年五月十八日

参議院議長 佐藤 尚武

(小字及び  
は參議院修正)

国家公務員災害補償法案の一  
部を次のように修正する。

附 則  
(施行期日)  
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

1 (施行期日)  
この法律は、昭和二十六年四月七日から施行する。

(経過規定)

2 職員に係る補償に相当する給與又は給付で、この法律施行前において支給すべき事由の生じたもの

の支給については、なま従前の例による。但し、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)に基いて国が支給する職員に係る給與のうち補償に相当するもの支給について異議のある者は、人事院に対して審査を請求することができる。

3 前項の審査については、第二十四條から第二十七條までの規定を適用する。

(法令の改廃)

14 意給法臨時特例(昭和二十三年)

官報号外 昭和二十六年五月二十五日 参議院会議録第三十九号 国家公務員災害補償法案

法律第百九十九号の一部を次のよう  
に改正する。

第十條中「労働基準法(昭和二十  
二年法律第四十九号)第七十七條」

の規定による障害補償又はこれに  
相当する給付であつて同法第八十  
四條第一項の規定に該当するも

のを「国家公務員災害補償法(昭  
和二十六年法律第  
号)」若し

くは労働基準法(昭和二十二年法  
律第四十九号)の規定による障害  
補償又はこれらに相当する補償若  
しくは給付」に改める。

第十一條中「労働基準法第七十  
九條の規定による遺族補償又はこ  
れに相当する給付であつて同法第  
八十四條第一項の規定に該当する  
ものを「国家公務員災害補償法若  
しくは労働基準法の規定による遺  
族補償又はこれらに相当する補償  
若しくは給付」に改める。

第十四條但書中「労働基準法  
第七十九條」を「国家公務員災害補  
償法第十五條若ハ労働基準法第七  
十九條に、「労働基準法第八十二  
條」と「国家公務員災害補償法第一  
十条若ハ労働基準法第八十二條」

に改める。

第十四條中第一項及び第三項  
を削り、第二項を第一項とする。

15 87 住宅金融公庫法(昭和二十五年  
法律第百五十六号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第二百六十二条第五号中「労働  
基準法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」を「国家公務員災害補償法  
第十九号」を「国家公務員災害補  
償法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」と改める。

16 88 地方税法(昭和二十五年法律第  
二百二十六号)の一部を次のよう  
に改正する。

第二百六十二条第五号中「労働  
基準法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」を「国家公務員災害補償法  
第十九号」を「国家公務員災害補  
償法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」と改める。

17 89 令第一号(昭和二十二年法律第  
四十九号)に改める。

第二百六十二条第五号中「労働  
基準法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」を「国家公務員災害補償法  
第十九号」を「国家公務員災害補  
償法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」と改める。

18 90 令第一号(昭和二十二年法律第  
四十九号)に改める。

第二百六十二条第五号中「労働  
基準法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」を「国家公務員災害補償法  
第十九号」を「国家公務員災害補  
償法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」と改める。

19 91 令第一号(昭和二十二年法律第  
四十九号)に改める。

第二百六十二条第五号中「労働  
基準法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」を「国家公務員災害補償法  
第十九号」を「国家公務員災害補  
償法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」と改める。

20 92 令第一号(昭和二十二年法律第  
四十九号)に改める。

第二百六十二条第五号中「労働  
基準法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」を「国家公務員災害補償法  
第十九号」を「国家公務員災害補  
償法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」と改める。

21 93 令第一号(昭和二十二年法律第  
四十九号)に改める。

第二百六十二条第五号中「労働  
基準法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」を「国家公務員災害補償法  
第十九号」を「国家公務員災害補  
償法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」と改める。

22 94 令第一号(昭和二十二年法律第  
四十九号)に改める。

第二百六十二条第五号中「労働  
基準法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」を「国家公務員災害補償法  
第十九号」を「国家公務員災害補  
償法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」と改める。

23 95 令第一号(昭和二十二年法律第  
四十九号)に改める。

第二百六十二条第五号中「労働  
基準法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」を「国家公務員災害補償法  
第十九号」を「国家公務員災害補  
償法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」と改める。

24 96 令第一号(昭和二十二年法律第  
四十九号)に改める。

第二百六十二条第五号中「労働  
基準法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」を「国家公務員災害補償法  
第十九号」を「国家公務員災害補  
償法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」と改める。

25 97 令第一号(昭和二十二年法律第  
四十九号)に改める。

第二百六十二条第五号中「労働  
基準法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」を「国家公務員災害補償法  
第十九号」を「国家公務員災害補  
償法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」と改める。

26 98 令第一号(昭和二十二年法律第  
四十九号)に改める。

第二百六十二条第五号中「労働  
基準法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」を「国家公務員災害補償法  
第十九号」を「国家公務員災害補  
償法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」と改める。

27 99 令第一号(昭和二十二年法律第  
四十九号)に改める。

第二百六十二条第五号中「労働  
基準法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」を「国家公務員災害補償法  
第十九号」を「国家公務員災害補  
償法(昭和二十二年法律第四十  
九号)」と改める。

職員に係る第七十五条から第八十  
八条までの規定に改める。

第二項中「大臣」を「一般職  
に属する職員については人事院、  
特別職に属する職員については大  
蔵大臣」に改める。

第三十八条第一項及び第三項  
を削り、第二項を第一項とする。

第三十八条第一項及び第三項  
を削り、第二項を第一項とする。

第三十九条第一項及び第三項  
を削り、第二項を第一項とする。

官吏療養料給與の件(明治二十  
五年勅令第八十号)

伝染病予防救急に從事する者の  
療救料に関する件(明治三十三年  
勅令第百四十一号)

巡査看守療治料、給助料及弔祭  
料給與令(明治三十四年勅令第百  
四十九号)

巡査看守療治料、給助料及弔祭  
料給與令(明治三十五年勅令第百  
四十九号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十年勅令第二百六十六号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百六十五号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百六十六号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百六十七号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百六十八号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百六十九号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百七十号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百七十一号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百七十二号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百七十三号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百七十四号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百七十五号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百七十六号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百七十七号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百七十八号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百七十九号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百八十号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百八十一号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百八十二号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百八十三号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百八十四号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百八十五号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百八十六号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百八十七号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百八十八号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百八十九号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百九十号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百九十一号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百九十二号)

特殊試験從事者保護賜金令(昭  
和二十一年勅令第二百九十三号)

染し又は死亡したる官吏に手当支給の件（明治十九年閣令第二十三号）

国家公務員災害補償法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔藤枝泉介君登壇〕

○藤枝泉介君 大だいま議題となりました国家公務員災害補償法案につきまして、人事委員会における審議の経過並びにその結果の概要を報告申し上げます。

本法案は、過ぐる三月一日、予備審査のため本委員会に付託せられ、次いで五月十八日、参議院より送付せられて本付託となつたものであります。

本法案の提案理由は、国家公務員法第九十三条から第九十五条までの規定に基き、同法第二條に規定する一般職に属する職員の公務上の災害に対する補償を迅速かつ公正に行い、あわせて本付託とされたものであります。

本法案の要旨は、ほぼ以上申し上げた三点に盡るのであります。そのほか、災害補償として支給される金品は非課税とし、また現行の労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律、恩給法等の條文整理並びに從前の関係法令の改廃を行ふこととしております。なお公務災害補償のための予算は、昭和二十六度におきましては、一般会計及び特別会計を合せて二億七千万円が計上されました。

次に審議の経過についての報告であります。すなわち本法案は、その補償の責任を負うものとし、同時に人事院が指定する國の機関は、この法律、人事院規則等に従つて実施の事務を行ひ、人事院がその総合調整を行つて、迅速かつ公正な補償の実施を確立します。

うとするものであります。第一の点については、補償の種類及び内容を定めたものであるから、本法案の補償額を労働基準法に規定した額と同一度を設けたことであります。すなわち、補償の実施について異議のある者は、人事院に審査の請求をすることが可能となるものとし、人事院がその審査に當ることとし、もつて補償を受ける者の利益の保全をはかつたことであります。

本法案の要旨は、ほぼ以上申し上げた三点に盡るのであります。そのほか、災害補償として支給される金品は非課税とし、また現行の労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律、恩給法等の條文整理並びに從前の関係法令の改廃を行ふこととしております。なお公務災害補償のための予算は、昭和二十六度におきましては、一般会計及び特別会計を合せて二億七千万円が計上されました。

次いで採決に入りましたところ、賛成多数をもつて参議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。以上をもちまして、本委員会における審議の経過並びにその結果の報告といたします。（拍手）

○議長（林謙治君） 討論の通告があります。順次これを許します。成田知巳君。

〔成田知巳君登壇〕

○成田知巳君 大だいま上程になります。すなわち本法案は、その補償の責任を負うものとし、同時に人事院が指定する國の機関は、この法律、人事院規則等に従つて実施の事務を行ひ、人事院がその総合調整を行つて、迅速かつ公正な補償の実施を確立します。

まず第一点といたしましては、労働基準法との関連についての問題であります。すなわち本法案は、その補償の実態において労働基準法を一步も出るものではない、周知のごとく、労働基

準法は多種多様の民間企業の最低基準を定めたものであるから、本法案の補償額を労働基準法に規定した額と同一度を設けたこととし、官民の均衡をはかつたことであります。第三の点は、審査制度を設けたことであります。すなわち、補償の実施について異議のある者は、人事院に審査の請求をすることが可能となるものとし、人事院がその審査に當ることとし、もつて補償を受ける者の利益の保全をはかつたことであります。

本法案の要旨は、ほぼ以上申し上げた三点に盡るのであります。そのほか、災害補償として支給される金品は非課税とし、また現行の労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律、恩給法等の條文整理並びに從前の関係法令の改廃を行ふこととしております。なお公務災害補償のための予算は、昭和二十六度におきましては、一般会計及び特別会計を合せて二億七千万円が計上されました。

次に審議の経過についての報告であります。すなわち本法案は、その補償の責任を負うものとし、同時に人事院が指定する國の機関は、この法律、人事院規則等に従つて実施の事務を行ひ、人事院がその総合調整を行つて、迅速かつ公正な補償の実施を確立します。

しかして、わが国産業の構造的特徴といましまして、民間企業の大半は、町工場に類するような中小企業が大部分であります。その結果、わが国におきましても、本法案はかのマイヤース勧告に基く新恩給法制定までの実に機械的な、ヨザイツク的な寄せ集めにすぎずして、そこに何らの創意くふうの跡を見出しができないといふがその最たるものであります。しかし、それが公務と因果関係あるものによりましても、本法案はかのマイヤース勧告に基く新恩給法制定までの実に少しの進歩の跡を見出すことのできるならば、何ら新機軸なく、實質的に少しの進歩の跡を見出することができます。

がために生じたところの傷害、に対しては、單に民間労働者に取扱うる補償、しかもその最低の額か與えないというに至つては、だ片手落ちであります。(拍手)

あります。当初政府は、結核疾患に關する病院に補償し、問題で、公務員に基因するものとしておらずと理を、が、委員会における質疑応答の結果、医師あるいは看護婦等が結核にかかりた場合のみを公務に基因するものとして取扱うという、はなはだしく偏狭なものとされ、解釈をいたしておつたようになります。しかしは、公務との間に相当因果関係があつれば公傷病と認めるというところまで折衝されて参つたのであります。人事院の意見によりますと、公務員採用のときは、結核については特に嚴重な体格検査を行つたし、遺族補助して死因犯とした上で死して死するといふいたしまして、公務員採用のときには、結核疾患かどうかは科学的に判定できると言つておる、また採用後も定期的に検査をしておる、また採用後も定期的に体格検査をしておるから、公務に基因する結核疾患かどうかは科学的に判定できると言つておるのであります。特に人事院の口癖のように言いますところでは怪しいものでございます。特に私たちとは、むしろこういふ考え方方は、この科学的というものは、まつたくはないが怪しいものでございます。特に従来の政府あるいは官僚のやり方から見まして、この科学的といふ言葉を演じておつておること三万人の慰金と、いう低賃金と労働強化のために統々と病魔に罹り、職務に倒れて行く公務員に利用し、科学的といふ美名のもとに、対し何らの補償をなさずして、これを見殺しにするといふ無慈悲な取扱いが行われるものであることを、深くおぞめられるものであります。人事院の言ふがごとく、採用時に嚴格な体格検査を行つたものといたしますならば、その後勤務中に発病した結核疾患は、公務に

基因しないことが一見して明らかなる時  
別な場合を除きまして、原則として公  
傷病の取扱いとし、国家が万全の補償  
をなすことが理の当然でありますと  
この点に關する明確な規定が何らなま  
れていないことは、本法案の重大な欠  
陥であります。

本法案がこのまま通過いたしますな  
らば、低賃金とオーバー労働のため結  
核の床に呻吟する多數の公務員諸君並  
びにその遺家族が、はなはだしい生活  
苦に陥ることは、火を見るより明らか  
であります。委員会の審議の過程にた  
きまして、多數の自由党的委員諸君の  
うち、ただの一人もこの問題に触れる  
ものなく、今まで本議場において、各  
教の力で本法案を押し通さんとし  
ることを、まったく遺憾とするもので  
ありまして、その責任はかかつて自由  
党の諸君にあるといわなければなりま  
せん。(拍手)

以上、本法案は、その構成において  
まつたくずさんであり、その内容によ  
いて国家公務員にはなはだしい不利を  
しいるものでありますがゆえに、拙  
速を排しまして、十分なる研究調査の  
上、新恩給法制定の際に完全なる補償  
規定を設くべきことを強く要望いた  
まして、反対の意見とするものであります。(拍手)

上程された国家公務員災害補償法案に反対するものであります。

第一、生活保障の最低賃金の制定というものを怠り、欺瞞的なベース給與であるとか、地域給のやりくりなどで糊塗して、賃金問題の本質の解決をそらしておる吉田政府や人事院が、この法案を今ころ出して来たのが、そもそもくさいのです。本法案は、再軍備、里猿講和をしやむに遂行し、  
——対応した職時的  
労働立法の一部であります。すなわち、苛烈なる戦時労働にかり立て、けがをさしても、病氣にしても、不具院殺してしまつても、はなはだしきはけの責任を負えはそれで済むのである、それでよいのだという、天下ごめんの許可状をこの法案の制定によつてなし遂げようとするが、彼らの意図であることとは明瞭であります。ちよと拾つてみただけでも、第五條の賠償責任の免責規定、第十四條の休業補償及び障害補償の例外の規定、第十九條の打ち補償の規定がすぐ目について参ります。しかも、無過失損害賠償責任の原則を明らかにしたなどと言つておますが、公務員に対するこのわくは、やがて民間の労働災害に対してもはめ込まんとするものであることは明瞭であり、労働基準法にいわゆる最低基準が、今日最高基準になつて參つております。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

の基準を獲得し、保障することから、労働者は汲々として苦しんでおるといふ現実の実情は、このことを証明しておると思うのであります。

第二に、政府並びに人事院が、この法案の制定によつて、まつたくいい願をしながら、とんでもないことをやらかしそうとするインチキは、断じて許すことはできません。政府や人事院は、昭和二十一年の十月、国家公務員法の制定以来、何年たちますか、今日になつ

みに對して、ちよつびり慰めの言葉だけをかけ、成仏の念仏を聞かせてやつて、最後のとどめを刺し貫こうとするような残忍な意図を、私は見のがすけには参らないのであります。(拍手)

この上、この法案の通過を理由に、全般的に労働基準法の無視、あるいはそのわくはずしを公然化し、労働基準法無視を合法化しようとする意図を、私はここに指摘せざるを得ないのであります。

な、高率な撃取率であるといわなければなりません。

でいないと、さきのベンフレットが明確にうたつてゐるのであります。さきにまた基準労働時間の延長、労働強度化、労働災害増大の傾向も看取され、というのであります。だから、政府の意図は明らかであります。何でもかんでも、わざかの涙金一億七千万円前後まで済ましてしまおうとする企て以外の何ものでも本法案はないのであります。

たり、給與の引上げの勧告義務を怠っているのも、すなわち人事院そのものであります。まつたく一方的の独断専横に押し切られ——この補償をするたゞには、この法案の第三十四条には罰則を定めらるも規定され、用意されているのですが、こんな手続や、こんな方では、災害の被患者及びその家族は、あてがいの涙金で泣寝入りさせられるのが当然の落胆といわなければならぬのであります。

「人事院は、なるべくすみやかに補償制度の研究を行い、その成果を国会及び内閣に提出するとともに、その計画ソチキ法案によつて果したといふような願つきをしようとしているものであります。駆逐職階制、レットド・ページ、首切りによつて、あつかましい官吏切り胥が行われております。その後、労働組合運動の無力化等によつて、情ないことではあります、生活改善、向上の希望を失いかけさせられている、まじめな労働者、今や職制の圧迫のもとに、へとへになつて働かれてゐるこれら人々の、なお最後に、あるの苦しい生活の中で働きながら気にかかる不安といふものは、最後の医療費であり、葬儀費であり、残された家族たちの生活問題であります。この頭から離すことのできない、これらの苦し

補償とが万全なものでなければならぬと  
いことは、憲法を初め、関係法規の要  
請するところであります。しかるに政  
府は、この法案によつて、一般公務員  
八十八万四千人とその家族を含める廣  
大な人々の保護と補償を、わずかこの  
二億七千万円で済ますらとしているの  
であります。人をばかにしたにもほど  
があるといわなければならない。しか  
も、これら公務員を含めて、労働者の  
災害といふものは、最近増大する一方  
であり、その傾向と、その原因が強化  
されつつざるであります。皆さ  
ん、國民經濟研究所やシャーリフの計  
算によりますれば、一九四一年、すな  
わち昭和十六年の日本の工業労働者  
は、一日の労働時間のうち五分の一だ  
けを自分のために働くけれども、実に  
その労働時間の五分の四を資本家のた  
めに働くされて來ているのであります  
す。まことに恐るべき、まことに残酷

濟安定本部總裁官房調査課の発行いたしております。昭和二十五年十二月二十日、経情なるパンフレットを一瞥してみて、このことは明らかであります。すなわち、労働省毎月労働統計によれば、二十五年一月から六月までに、製造工業全体としての総実働時間は一二・%増、機械器具工業では一四・一%増になつてゐる。しかもこの統計は、細な企業は含まれていないのでありますから、これを含めるとすれば、その増加率はより大幅なものであります。朝鮮戦争前後の繁忙に伴つて、賃金の收入は増大はいたしておりましたが、それは当然に残業手当の增收によるものが多く、労働者側の賃金ベースで上げ要求には、企業者側は強硬な態度をとつております。従つて、全般的な名目賃金收入はわずかに上昇してゐるけれども、その間の生計費の高騰が、あるので、生活水準は必ずしも上昇しま

は、当然にこの補償についての具体的な支給金額や希望は種々因縁をつけて、減額をされて来ることは必定であります。しかしに、公務上の災害の認定であるとか、療養の方法であるとか、補償金額の決定、その補償の実施について、あるいは審査について人事院が責任に当るといひのであります。が、実はこれは、諸君、屁のつつ張りにもならないということは、明らかに過去の実例が実証しているところであります。一休全休、卑怯下劣、憲法暴論のレッド・ページなるものに際して、人事院というものは、一休どんなんの方法と態度で公務員の身分保障をして来たか。いけしやあ／＼と政府となむかんか。(拍手)朝鮮戦争以来、今年の二月までに、消費者物価指数に現われた生活費の高騰は一八・七%になつていてのけて来たのが人事院ではありまするといふのであります。このときによ

第五には、日本の労働者は、國通商的、物的競爭力の絶力をあげて朝鮮等に参入し、競争に入り、動員しているところの内外反動の手先吉田政府によつて、まったく動物的低賃金と、言語に絶つた監視のもとに、——職押で労働強化をさせられている実情を、私どもは見のがすわけには参らないのであります。文字通り給料も與えられず、肉体消磨的奴隸労働を強行していくことが、公務員を含めて、全日本の大労働者災害の増大の根本的な原因であります。これを、ここに指摘せざるを得ないのです。民族の独立と平和とのため、人民の生活の安定と向上を保障したところのボ宣言を基準とした公正な全国講和の確立と締結こそが、労働者災害補償の唯一の根本的施策であることを主張し、このことのために、わが党は断固として闘うことと宣言し、

みに對して、ちよつびり慰めの言葉たるだけをかけ、成仏の念仏を聞かせてやつて、最後のとどめを刺し貫こうとするような残忍な意図を、私は見のがすわけには参らないのです。〔拍手〕この上、この法案の通過を理由に、全般的に労働基準法の無視、あるいはそのわくはすしを公然化し、労働基準法無視を合法化しようとする意圖を、私はここに指摘せざるを得ないのであります。

第三、労働者の災害に対する保護と補償とが万全なものでなければならぬことは、憲法を初め、關係規範の要請するところであります。しかるに政府は、この法案によつて、一般公務員八十八万四千人とその家族を含める厖大な人々の保護と補償を、わざかこの二億七千万円で済ますとしているのであります。人をばかにしたにもほどがあるといわなければならぬ。しかも、これら公務員を含めて、労働者の災害というものは、最近増大する一方であり、その傾向と、その原因が強化されつつあるのです。皆さん、國民經濟研究所やシャーリフの計算によりますれば、一九四一年、すなわち昭和十六年の日本の工業労働者は、一日の労働時間のうち五分の一だけを自分のために働くけれども、実際にその労働時間の五分の四を資本家のためで働かされて來ているのです。まことに残忍です。まことに恐るべき、まことに残酷な、高率な搾取率であるといわなければなりません。

ボ宣言の受諾によつて、人民主権が憲法にもうたわれはしましたけれども、このことは改善されていないばかりでなく、あるいは民主的、効率的というような美名のもとに、あるいは今や世界に、言葉のものに、あるいはは世間にもおおうすべもなく明らかである眞實なファシズム的なやり方で、この状態はさらに改悪されつつあるのであります。昭和二十五年十二月二十日、経済安定本部總裁官房調査課の發行いたしました、朝鮮動亂以降の労働事情によるパンフレットを一瞥してみてみても、このことは明らかであります。十

月、二十五年一月から六月までに、製造工業全体としての総実働時間は一二三%増、機械器具工業では一四・一%増になつてゐる。しかもこの統計は、零細な企業は含まれていないのでありますから、これを含めるとすれば、その増加率はより大幅なものであります。朝鮮戰争前後の繁忙に伴つて、賃金の收入は増大はいたしておりますが、それは当然に残業手当の增收によるものが多く、労働者側の賃金ベースよりも上げ要求には、企業者側は強硬な態度をとつております。従つて、全般的に名目賃金收入はわざかに上昇して、あるけれども、その間の生計費の高騰があるので、生活水準は必ずしも上昇しません。

以上をもつて反対の討論を終るものであります。(拍手)

○議長(林謹治君) これにて討論は終局いたしました。

報告は可決であります。本案の委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林謹治君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第三 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に関する承認を求める件

厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)第二十條第三項の規定により、検疫所の支所及び出張所の左記のように設置したいので、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第一百五十六條第四項の規定に基づき、国会の承認を求める。

記

本件は、五月二十一日、本委員会に付託せられ、同月二十三日、政府より提案理由の説明を聽取し、審議の後、質疑を打切り、討論を省略し、採決に入りましたところ、本案は全会一致をもつて承認を與へべきものと決した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林謹治君) 採決いたします。

本件は委員長報告の通り承認を與えるに御異議ありませんか。

○議長(林謹治君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認を與えるに決しました。(拍手)

第四 民間学術研究機関の助成に關する法律案(若林義孝君外八名提出)

地方法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

の設置に關し承認を求めるの件に關する報告書

官報号外 昭和二十六年五月二十五日 業議院会議録第三十九号

地方法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件 民間学術研究機関の助成に関する法律案

〔丸山直友君登壇〕

○丸山直友君 大だいま議題となりました、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件を議題といたしました。委員長の報告を求めます。厚生委員会理事丸山直友君。

この法律は、民間学術研究機関の助成に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員会理事岡延右エ門君。

第五條 主務大臣は、前條の申請があつたときは、左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えたときは補助をしない旨の決定をするものとする。

一 当該研究機関の行う研究が学術又は産業の振興上重要なものであること。

二 当該研究機関がその研究を遂行するため必要な研究者及び研究設備を有すること。

三 当該研究機関において補助を必要とする相當な事由があること。

第一條 この法律で「民間学術研究機関」以下「研究機関」という。とは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人で、学術の研究を目的とするものをいう。

(定義)

第一條 この法律で「民間学術研究機関」以下「研究機関」という。とは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人で、学術の研究を目的とするものをいう。

(研究機関の助成)

第三條 国は、研究機関に対し、予算の範囲内で、その維持運営に要する経費の一部を補助することができる。

(補助の申請)

第四條 研究機関は、前條の規定による補助金の交付を受けようとするときは、主務大臣に申請しなければならない。

(通知)

第六條 主務大臣は、前條第一項の決定をしたときは、すみやかに当該研究機関に對し、これを通知しなければならない。

(補助金の目的外流用の禁止)

第七條 研究機関は、交付を受けた補助金を第五條第一項の決定により定められた目的以外の目的に使

用してはならない。

## (補助金の経理)

第八條 研究機関は、交付を受けた補助金については、他の収入支出と区別してその経理を明らかにしなければならない。

(公表義務)

第九條 補助金の交付を受けた研究機関は、その研究の成果を公表しなければならない。

(補助金の還付等)

第十條 主務大臣は、補助の決定を受けた研究機関が、左の各号の一に該当するときは、当該決定を取り消し、補助金の交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の還付を命ずるものとする。

二 前二條の規定に違反したとき  
第一項の規定を適用する。  
(監督)

第十一條 主務大臣は、必要があると認めるときは、補助の決定を受けた研究機関に対して報告をさせ、又はその職員をして帳簿その他他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が検査をする場合においては、その身分を

## 示す証票を携帯し、関係人にこれ

を呈示しなければならない。

(收支決算書)

第十二條 補助金の交付を受けた研究機関は、毎会計年度、收支決算書を作製し、主務大臣に提出しなければならない。

(委任規定)

第十三條 補助金の交付の申請手続、補助金の交付を受けた研究機関において備えつけるべき帳簿その他この法律施行のために必要な事項は、主務省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう

に改正する。

二 百九十六條中「宗教法人」

の下に「民法第三十四條の法人で

学術の研究を目的とするもの」

を加える。

第三百四十八條第二項第十号の

次に「民法第三十四條の法人で

学術の研究を目的とするもの」

を加える。

二 百九十九條中「宗教法人」

の下に「民法第三十四條の法人で

学術の研究を目的とするもの」

を加える。

〔最終号の附録に掲載〕

## 〔岡延右エ門君登壇〕

○岡延右エ門君 ただいま議題となりました民間学術研究機関の助成に関する法律案につきまして、本案の要旨及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、文化國家の建設に重要な課題となつておる民間学術研究機関の苦しい現状に対しても、日本学術会議を中心として、各方面の要望にこたえるため、民法第三十四条の規定による法人で、学術の研究を目的とする研究機関に対するその維持運営に資するため、国は予算の範囲内において補助金を交付することができます。次に地方税法の一部の改正を

はかり、これらの研究機関に対する市町村民税と固定資産税の免除をはかることにしていたのであります。

○議長(林謙治君) 日程第五、鉄道敷設法の一部を改正する法律案(前田郁君外一千一名提出)

議長(林謙治君) 日程第五、鉄道敷設法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長前田郁君。

○運輸委員長(前田郁君) 本案は、自由党若林義孝君外八名の

提出にかかるものであります。去る二月一日に委員会に付託、二十三日提案

理由の説明を聽取した後、ただちに審議に入り、各委員よりきわめて熱心なる質疑があり、提案者並びに政府よりそれぞれ懇切なる答弁がございましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

○議長(林謙治君) 第二條の次に次の九條を加える。

○議長(林謙治君) 第三條 日本国鉄道ノ鉄道新線ノ敷設(以下「新線建設」と称ス)ニ開

シ必要ナル事項ヲ調査審議スル為

運輸省ニ鉄道建設審議会(以下「審議会」と称ス)ヲ置ク

第四條 運輸大臣ハ新線建設ノ許可

ニ關シ必要ナル措置ヲ為ス場合ニ

於テハ予々審議会ニ諮問スヘシ

右御報告申し上げます。(拍手)

## ○議長(林謙治君) 採決いたします。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(林謙治君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(林謙治君) 第五條 審議会ハ本邦經濟ノ発達及文化ノ向上ニ資スルコトヲ目標トシ公正且合理的ニ審議決定スヘシコトヲ得

第六條 審議会ハ委員二十七人ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ左ニ掲タル者ニ付内閣之ヲ任命ス但シ第六号及第七号ニ掲タル者ニ付テハ兩議院ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

一 衆議院議員ノ中ヨリ衆議院ノ指名シタル者 六人

二 参議院議員ノ中ヨリ参議院ノ指名シタル者 四人

三 運輸政務次官、運輸事務次官、大藏事務次官、農林事務次官、通商産業事務次官、建設事務次官及経済安定本部副長官

四 運輸審議会ノ会長

五 日本国有鉄道总裁

六 運輸業、鉱工業、商業、農林水産業、金融業等ニ関シ優レタル識見ト経験トヲ有スル者

七 鉄道建設ニ関シ学識ト経験トヲ有スル者 二人

八 運輸大臣ハ公共ノ福祉ヲ増進スル

為特ニ必要アリト認メテ日本国有ヨリ之ヲ選任ス

鉄道ニ對シ新線建設ニ關シ必要ナル命令ヲ為ス場合ニ於テハ予メ審議会ニ諮問スヘシ

臣ニ對シ新線建設ニ關シ建議スルコトヲ得

会長ハ会務ヲ総理ス

審議会ハ予メ委員ノ中ヨリ会長ニ  
事故アル場合会長ノ職務ヲ代理ス  
ル者ヲ定メ置クヘシ

委員ハ非常勤トス

第七條 前條第二項第一号、第二  
号、第六号及第七号ニ掲タル者ニ  
付任命セラレタル委員（以下「任命  
委員」ト称ス）ノ任期ハ二年トス但  
シ補欠ノ委員ノ任期ハ前任者ノ残  
任期間トス

委員ハ再任サルルコトヲ得

第一項ノ規定ニカカハラス任命委  
員ハ国会ノ閉会又ハ衆議院ノ解散  
ノ場合ニ於テ任期満了シタルトキ  
ハ其ノ後最初ニ開カルル国会ニ於  
テ両議院ノ同意ヲ得テ内閣が任命  
委員ヲ命スル迄ノ間ナホ在任スル  
モノトス

第八條 内閣ハ第六條第二項第六号  
及第七号ニ掲タル者ニ付任命セラ  
レタル委員ニ左ノ各号ノ一二掲ク  
得

一 心身ノ故障ノ為職務ヲ執行ス  
ルコト能ハサルコト  
二 職務上ノ義務違反アリ其ノ他  
委員トシテ不適当ナルコト  
第五條 審議会ハ会長又ハ第六條第  
五項ニ規定スル会長ノ職務ヲ代理  
スル者及十三人以上ノ委員出席ス

ルニ非サレハ議事ヲ開キ議決スル  
コトヲ得ス

審議会ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ  
以テ之ヲ決ス可否同数ノ場合ニ於  
テハ会長ノ決スル所ニ依ル特定ノ  
事案ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル  
委員ハ審議会ノ決議アリタル場合  
ニ於テハ當該事案ニ係ル議決ニ參  
加スルコトヲ得ス

関係行政機関ノ職員又ハ日本固有  
鉄道ノ役員若ハ職員ハ審議会ノ求  
出、意見ノ陳述又ハ説明ヲ為スヘ  
シ

第十條 委員及委員タリシ者ハ其ノ  
職務ニ關シ知り得タル秘密ヲ他ニ  
漏ラシ又ハ密用スヘカラス

第十一條 委員及委員タリシ者ハ其ノ  
職務ニ關シ必要ナル事項ハ運輸  
省令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則  
1 この法律は、公布の日から施行  
する。  
2 運輸省設置法（昭和二十四年法  
律百五十七号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第六條第一項第九号中「鐵道新  
線の建設、」を削る。

第三十八條第一項中船員教育審  
議会の項の次に次の二項を加え  
る。

運輸大臣の諸間に応じて鉄道敷設法（大正十  
一年法律第三十七号）に定める日本国有鉄道  
の鉄道新線の敷設に關する事項を調査審議す  
ること。

鐵道敷設法の一部を改正する法律案  
(前田郁君外二十二名提出)に関する  
報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔前田郁君登壇〕

○前田郁君 太だいま議題となりまし  
た。鐵道敷設法の一部を改正する法律案  
につき、運輸委員会における審査の經  
過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、昨二十三日、本委員会に  
付託され、ただちに提案者より提案理由  
の説明を聴取し、これを慎重に審査

いたしたのであります。

本法案の趣旨を申し上げますと、鐵  
道は経済文化の基盤であり、わが國經  
済の再建、文化の向上をはかるため、  
廣く衆知を集め、鐵道建設に關し必要  
なる事項を調査審議せしめ、鐵道新線  
の建設に万全を期することとしようと  
いうのであります。

次に本改正案のおもなる点を申し上  
げますと、第一に、運輸大臣は、日本  
国有鉄道から新線建設の申請があり、  
これが許可に關する必要ある措置をする  
場合、並びに公共の福祉を増進するた  
め、特に必要があると認め、新線建設  
に關する命令をなす場合には、あ  
らかじめ審議会に諮問しなければなら  
ないこと、第二に、審議会は總理大臣  
及び関係各大臣に対し新線建設に関し  
建議することができる、第三に、

○議長（林國治君） 採決いたします。  
〔賛成者起立〕

本案の委員長の報告は可決であります  
す。本案を委員長の報告の通り決する

以上、簡単でありますか、御報告申  
し上げます。（拍手）

○議長（林國治君） 採決いたします。  
〔賛成者起立〕

本案は委員長の報告の通り可決いたしま  
した。（拍手）

それほど同一趣旨の鐵道建設促進に關  
する決議がなされたことは、諸君の御  
承知の通りであります。今まで新線  
建設が進捗しなかつたのは、戰後國鐵  
の復旧に急を要し、かつ財政状態が不  
良であつたこと等によるものであります  
こと。第四に、審議会は両議院の議員、  
関係行政機関の次官または副長官、運  
輸審議会の会長、日本国有鉄道總裁、  
金融業等に関しすぐれた識見と経験と  
を有する者、鐵道建設に關し學識と經  
験とを有する者、以上二十七人をもつ  
て構成せられるものであること等であ  
ります。

さて本法案に對しましては、提案者  
代表岡田五郎君と各委員との間に熱心  
な質疑應答がかわされたのであります  
が、その詳細は會議録に譲りたいと存  
じます。

かくて、昨二十三日質疑を打切り、  
討論を省略いたしまして採決の結果、  
多數をもつて本法案は原案の通り可決  
すべきものと決した次第であります。

以上、簡単でありますか、御報告申  
し上げます。（拍手）

○議長（林國治君） 採決いたします。  
〔賛成者起立〕

本案は委員長の報告の通り可決いたしま  
した。（拍手）



前項の場合において、市町村警  
察が国家地方警察から事案の処理  
の通知を受けたときは、当該市町  
村警察は、当該事案の処理につい  
ては、当該都道府県公安委員会の  
運営管理に服するものとする。

都道府県知事は、第一項に規定  
する要求をしたときは、当該事案  
の処理が終了した後再びやかにそ  
の旨を都道府県の議会に報告しな  
ければならない。

第二十一条第二項中「警察職員又  
は」を「警察職員、検察職員若しくは  
旧職業陸海軍軍人の前歴のない者又  
は任命前十年間に」に改める。

第二十四条第一項各号別記以外の  
部分に次の但書を加える。

但し、委員は、第二号の場合に  
おいては、住所を移したために被  
選挙権を失つても、その住所が同  
一都道府県の区域内にあるとき  
は、そのためにその職を失うこと  
はない。

第三十条 都道府県国家地方警察に  
第三十條を次のように改める。

隊長は、國家公務員法の規定に  
基き、警察管区本部長が国家地方  
警察本部長官の同意を経てこれを  
任命し、一定の事由により罷免す  
る。

隊長は、都道府県国家地方警察  
本部の事務を処理する。

第三十五条第一項中「警察長の  
外、警視、警部、警部補、巡查部長

及び巡査たる」を「隊長の外、」に改  
め、同條第二項及び第三項を削る。

第三十六条第一項中「前條第一項」  
を「前條に改め、同項但書及び同條  
第一項を削る。

第四十條第一項中「以下市町村と  
いう。」を削り、同條に次の二項を加  
える。

前項の規定により告示された町  
村は、第一項の規定にかかるわら  
ず、住民投票によつて警察を維持  
しないことができ、又、警察を維  
持しないこととした後再び警察を  
維持することができる。

第四十條の次に次の二條を加え  
る。

第四十條の二 前條第三項に規定す  
る住民投票は、町村議会において  
警察を維持しないこと若しくは再  
び警察を維持することを住民投票  
に付することを議決したとき、又  
は町村の住民で町村議会の議員の  
選挙権を有する者が、その総数の  
三分の一以上の連署をもつて、そ  
の代表者によつて当該町村の選挙  
管委員会に對してこれを請求し  
たときにおいて行われるものとする。

町村議会の議長は、前項の規定  
による議決があつたときは、その  
日から三日以内に、その旨を町村  
の選挙管理委員会に通知しなけれ  
ばならない。

選挙管理委員会は、前項に規定  
する議決の通知を受けた日又は第  
一項に規定する住民投票の請求を  
受理した日から六十日以内に、こ  
れをその町村の選挙人の投票に付  
さなければならぬ。

選挙管理委員会は、前項の投票  
の結果が判明したときは、直ちに  
これを当該町村議会の議長又は當  
該代表者及び町村長に通知し、且  
つ、これを公表しなければならぬ  
い。

第三項の規定による投票におい  
て有効投票の過半数の同意があつ  
たときは、当該町村は、警察を維  
持しないこと又は再び警察を維持  
することを決定したものとする。

前項の規定による決定があつた  
ときは、当該町村長は、國家公安  
委員会を經てこれを内閣總理大臣  
に報告しなければならない。

内閣總理大臣は、前項の報告を  
受けたときは、その旨を官報で告  
示しなければならない。

十月三十一日までに第六項の規  
定による報告のあつた町村につい  
ては、翌年四月一日にその警察維  
持に関する責任の転移が行われ  
る。

第一項の規定による議会の議決  
又は代表者による請求は、第三項  
の規定による投票のあつた日から  
二年間は行うことができない。

政令で特別の定をするものを除  
く外、地方自治法（昭和二十二年  
法律第六十七号）第七十四條の二  
（昭和二十五年法律百号）第七十四條の二  
（昭和二十五年法律百号）中普通地方公共団体の  
選挙に関する規定は第三項の規定  
に、公職選挙法（昭和二十五年法律  
百号）の規定は第一項の規定  
による投票に、地方自治法第二百  
五十五條の二の規定は第一項の規  
定による請求者の署名及び第三項

の規定による投票に関する争訟  
に、これを適用する。

第三項の規定による投票は、政  
令の定めるところにより、普通地  
方公共団体の選挙又は地方自治法  
第七十六條第三項の規定による解  
散の投票若しくは同法第八十條第  
三項及び第八十一條第二項の規定  
による解職の投票と同時にこれを  
行なうことができる。

警察事務を共同で処理する市町  
村の組合を組織する町村のいづれ  
かが、第三項の規定による投票に  
よつて警察を維持しないことを決  
定したときは、その町村は、地方  
自治法第二百八十六條又は第二百  
八十八條の規定にかかるわらず、警  
察を維持しないものとなる。この  
場合の措置について必要な事項  
は、政令で定める。

第四十三條中「市町村長」を「市及  
び警察を維持する町村（以下「市町  
村」という。）は、市町村長」に改  
る。

第五十五条の二 市町村警察の要求  
によつて国家地方警察の警察職員  
が援助した場合においては、その  
援助に要した費用は、国庫の負担  
とする。

第五十五条の二 市町村警察の要求  
によつて国家地方警察の警察職員  
が援助した場合においては、その  
援助に要した費用は、国庫の負担  
とする。

国家地方警察の要求によつて市  
町村警察職員が、その市町村の区  
域外において、国家地方警察又は  
市町村警察を援助した場合には、  
援助に要した費用は、国庫の負担  
とする。

第五十五条の二 市町村警察の要求  
によつて国家地方警察の警察職員  
が援助した場合においては、その  
援助に要した費用は、国庫の負担  
とする。

規定による補償を行ふ。但し、その災害について、業務災害補償に関する当該市町村の給付が、国家公務員に対する業務災害補償に適用される法律の規定による額を超えるときは、その者又はその遺族がその差額の支給を当該市町村から受けることを妨げない。

第五十九條中「犯罪行為又はその管轄区域内に始まり、若しくはその管轄区域内に及んだ犯罪行為を個々の場合」を「犯罪又はその管轄区域内に始まり、若しくはその管轄区域内に及んだ犯罪並びにこれらに関連する犯罪」に改め、同條に次の二項を加える。

前項の場合においては、國家地方警察及び市町村警察は、原則として事前にこれを同項の規定によつて職權を及ぼす区域を管轄する警察に通知し、且つ、その職權の行使について当該警察と緊密な連絡を保持しなければならない。

第六十四條に次の二項を加える。

前條後段の場合又は前項の場合において、市町村警察職員がその市町村の区域外において職務を行つたときは、その職務の執行のために直接要した費用は、固庫の負担とする。

第五十五條の二第三項の規定は、前項の場合において、市町村警察職員がその職務のため傷いを受け、若しくは疾病にかかり、又はその疾病により退職し、若しくは在職中死亡したときに、これを適用する。

第六十七條の次に次の二條を加える。

第一項又は第二項の規定により市村町又は国が取得する財産に伴う負債があるときは、その処分に

第六十七條の二 国家地方警察の管轄に属する区域が市町村警察の管轄区域となつた場合には、当該区域内で、その日においてもつぱら警察の用に供されていた国有の財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二條第一項各号に掲げる財産をいう。以下本條中同じ)及び物品で、国家地方警察に

不必要で当該市町村が警察を維持するために必要なものは、國が無償で当該市町村に譲渡するものとする。但し、土地は譲渡しないものとし、当該市町村警察は、無償でこれを使用することができるものとする。

市町村が警察を維持しないこととなつた場合には、その日においてもつぱら警察の用に供されていて、当該市町村に必要なものは、当該市町村所有の財産及び物品で、当該市町村に不必要で國家地方警察に必要なものは、当該市町村が無償で国に譲渡するものとする。但し、土地は譲渡しないものとし、国家地方警察は、無償でこれを使用することができるものとする。

市町村が警察を維持しないこととなつた場合には、その日においてもつぱら警察の用に供されていて、当該市町村に必要なものは、当該市町村所有の財産及び物品で、当該市町村に不必要で國家地方警察に必要なものは、当該市町村が無償で国に譲渡するものとする。但し、土地は譲渡しないものとし、国家地方警察は、無償でこれを使用することができるものとする。

本則中第六十八條の次に次の二條を加える。

第六十九條 第五十五條の二第二項及び第六十四條第三項の規定により國庫が負担する費用の範囲は、

次のようにする。

一 旅費(國家地方警察の警察職員に対する旅費支給の例によつて計算した額)

二 交通機関の燃料費

三 交通機関の燃料費

四 借用した建物、器材及び物件の借料(旅費を支給したときは、宿泊に要した施設及び寝具の借料を除いた額)

五 職務遂行のために消費した各種の消耗品の費用

六 出勤に直接起因した交通機関、建物、器材及び物件の破損部分の修繕費

附則第七條第二項第四号中「第四十六條第三項但書第三段の」を削り、同條第六項中「第十九條第一項」を「第十九條」に改める。

ついては、相互の協議により、これを定める。

前各項の規定の適用について争があるときは、國家地方警察本部長官又は市町村長の中立に基き、内閣総理大臣がこれを決定する。

第六十七條の三 第四十條第二項の規定により告示された町村が、同條第三項の規定により警察を維持しないこととなつた日における当該町村警察職員の數を、第四條第一項の完員外の國家地方警察の警察官として置くことができる。

本則中第六十八條の次に次の二條を加える。

第六十九條 第五十五條の二第二項及び第六十四條第三項の規定により國庫が負担する費用の範囲は、

次のようにする。

一 旅費(國家地方警察の警察職員に対する旅費支給の例によつて計算した額)

二 交通機関の燃料費

三 交通機関の燃料費

四 市町村警察の職員である者が、当該市町村において警察を維持せず、警備維持に関する責任の転移は、同年十月一日に行われるものとする。

は、同條第八項の規定にかかるはず、警備維持に関する責任の転移は、同年十月一日に行われるものとする。

3 昭和二十六年九月三十日までに警察法第四十條の二第六項に規定する報告があつた場合においてその事務を行ふものとする。

4 市町村警察の職員である者が、当該市町村において警察を維持せず、警備維持に関する責任の転移は、同年十月一日に行われるものとする。

5 県国家地方警察隊長、市町村警察長に改める。

6 古物営業法(昭和二十五年法律百五十八号)の一部を次のように改める。

7 貨物営業法(昭和二十五年法律百五十八号)の一部を次のように改める。

8 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を改める。

9 第二十一條中「警察長」を「都道府県国家地方警察隊長、市町村警察長」に改める。

10 第二十一條中「警察長」を「都道

府県国家地方警察隊長、市町村警

察長」に改める。

11 第二十一條中「警察長」を「都道

府県国家地方警察隊長、市町村警

察長」に改める。

12 第二十一條中「警察長」を「都道

府県国家地方警察隊長、市町村警

察長」に改める。

13 第二十一條中「警察長」を「都道

府県国家地方警察隊長、市町村警

察長」に改める。

附則第九條を次のように改める。

第九條 刪除

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に存する北海道公安委員会は、警察法第二十一条第一項後段の規定により公安委員会を置く措置が完了するまでの間、なお引き続き存続して、同項に規定する道公安委員会として、その事務を行ふものとする。

3 昭和二十六年九月三十日までに警察法第四十條の二第六項に規定する報告があつた場合においてその事務を行ふものとする。

4 当該市町村において警察を維持せず、警備維持に関する責任の転移は、同年十月一日に行われるものとする。

5 県国家地方警察隊長、市町村警察長に改める。

6 古物営業法(昭和二十五年法律百五十八号)の一部を次のように改める。

7 貨物営業法(昭和二十五年法律百五十八号)の一部を次のように改める。

8 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を改める。

9 第二十一條中「警察長」を「都道

府県国家地方警察隊長、市町村警

察長」に改める。

10 第二十一條中「警察長」を「都道

府県国家地方警察隊長、市町村警

察長」に改める。

11 第二十一條中「警察長」を「都道

府県国家地方警察隊長、市町村警

察長」に改める。

12 第二十一條中「警察長」を「都道

府県国家地方警察隊長、市町村警

察長」に改める。

13 第二十一條中「警察長」を「都道

府県国家地方警察隊長、市町村警

察長」に改める。

14 第二十一條中「警察長」を「都道

府県国家地方警察隊長、市町村警

察長」に改める。

15 第二十一條中「警察長」を「都道

府県国家地方警察隊長、市町村警

察長」に改める。

附則第九條を次のように改める。

第十條 刪除

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に存する北海道公安委員会は、警察法第二十一条第一項後段の規定により公安委員会として置く措置が完了するまでの間、なお引き続き存続して、同項に規定する道公安委員会として、その事務を行ふものとする。

3 昭和二十六年九月三十日までに警察法第四十條の二第六項に規定する報告があつた場合においてその事務を行ふものとする。

4 当該市町村において警察を維持せず、警備維持に関する責任の転移は、同年十月一日に行われるものとする。

5 県国家地方警察隊長、市町村警察長に改める。

6 古物営業法(昭和二十五年法律百五十八号)の一部を次のように改める。

7 貨物営業法(昭和二十五年法律百五十八号)の一部を次のように改める。

8 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を改める。

9 第二十一條中「警察長」を「都道

府県国家地方警察隊長、市町村警

察長」に改める。

10 第二十一條中「警察長」を「都道

府県国家地方警察隊長、市町村警

察長」に改める。

11 第二十一條中「警察長」を「都道

府県国家地方警察隊長、市町村警

察長」に改める。

12 第二十一條中「警察長」を「都道

府県国家地方警察隊長、市町村警

察長」に改める。

13 第二十一條中「警察長」を「都道

府県国家地方警察隊長、市町村警

察長」に改める。

14 第二十一條中「警察長」を「都道

府県国家地方警察隊長、市町村警

察長」に改める。

15 第二十一條中「警察長」を「都道

府県国家地方警察隊長、市町村警

察長」に改める。

〔前尾第三郎君登場〕

○前尾第三郎君　ただいま議題となりました警察法の一部を改正する法律案

最初に、本改正案の内容につき、そ  
ににおける審議の経過並びに結果を御報  
につき、その内容及び地方行政委員会  
告申し上げます。

のおもな点を御説明いたします。

ては国家地方警察の警察官の定員を三万人以内と定めておりますのを、管区警察学校及び警察大学に在校する者は、五千人を限つて定員外に置くことができることにいたことであります。

各の第二は、自衛権等の区域内における治安上重大な事案につき、やむ

を得ない事由があると認めまするときは、都道府県知事がその事案を国家地

県公安委員会に要求することができる  
方警察に処理させるよう、当該都道府

」ととしたのであります。

に従つて、個々の自治体警察には警察  
官員の定員がきめられていたのであり

するが、今回その總体のわくをはずしますとともに、各自治体の警察職員

の定員は、それらの市町村が、その地方事情に応じて自由に決定する。

第四は、現在人口五千以上の市街的

い範囲の治安に影響を及ぼすべき場合で、國家地方警察が出動するほか他に手段なきことを信するに足る十分な理由がある場合に限るのであると、なおこの場合の具体的な事案を列挙しなかつたのは、かえつてその場合を小さく規定する趣旨であること、知事は公選による民主的機関である上、右の要求を行つたときは、事案の処理終了後、都道府県の議会に報告して、その批判を受けることとなるので、権利の濫用のごときはあり得ないことなどを答弁しているのであります。

さるに、人口五千未満で、独立して警察を持ち得ない町村が、共同して、あるいはすでに自治体警察を有する隣接市町村と相結んで組合警察を持つことさうも、民主警察育成の見地から考慮せらるべきではないかといふ趣旨の質問があつたのに対しまして、政府は、現在のところ、すべての警察が自治体警察でなければならないとする原則をとつてはいないのであって、國家地方警察と自治体警察とは表裏一体をなして、前者の補完的役割のもとに両者共存するのである。従つて、前者の規模を極度に縮小して、そのよつて立て基盤を失わせるような改革には、にわかに賛成しかねる旨を答えているのであります。

満の町村で自治体警察をもち得ない町村であつても、市または警察を維持する町村と組合を組織して共同で警察を維持できることとしたこと。

第二点は、改正案中第二十條の二の知事の国家地方警察の出動要求権の行使に関して、都道府県公安委員会の報告に基くことを必須条件とするよう改めたこと。

第三点は、別に一章を設けて、国家地方警察と自治体警察及び自治体警察の相互の連絡の機関として、総理府に委員十人よりなる公安委員中央協議会、都道府県に委員六人よりなる公安委員地方協議会を置くことを規定したことあります。

委員会は、修正案に関する趣旨弁明を聽取した後、修正案並びに原案について討論を行いましたところ、自由党を代表して大畠委員より修正案に反対、原案に賛成、国民党を代表して床次委員より修正案を含む原案に賛成、日本社会党を代表して久保田委員より修正案、原案ともに反対、日本共产党を代表して立花委員より同じく修正案、原案ともに反対のそれべつ討論がありました。ついで採決を行いましたところ、修正案は賛成少数をもつて否決せられ、多數をもつて原案を可決すべきものと決定したした次第であります。

○副議長(岩本信行君) 本案に対し  
は、床次徳二君外二名から成規による  
修正案が提出されております。この際  
修正案の趣旨弁明を許します。床次徳二  
君。

二君。

警察法の一部を改正する法律案に  
対する修正案(床次徳二君外二名)

提出)

警察法の一部を改正する法律案に  
に対する修正  
一部を次のように修正する。

第二十條の二第一項中「治安維持  
上重大な事案につきやむを得ない事  
由があると認めるときは、」の下に  
「都道府県公安委員会の勧告に基  
き、」を加え、同條第四項を削り、第  
五項を第四項とする。

「第四十條の次に次の一條を加  
る。」を「第四十條の次に次の二條を  
加える。」に改め、第四十條の二を第  
四十條の三とし、同條の前に次の  
一條を加える。

第四十條の二 前條第二項の規定に  
より告示された町村以外の町村  
は、同條第一項の規定にかかる  
う、市又は警察を維持する町村  
組合を組織して共同する場合に  
おいては、その区域内において警  
察を維持し、法律及び秩序の執行  
の責に任ずることができる。

前項に規定する組合についてい  
は、これを地方自治法第二百八十九  
条の規定による。

四條第一項に規定する一部事務を離合とみなし、同法の規定を適用する。

第一項の規定により警察を維持することとなつた町村は、その町村から脱退した場合又はその組合が解散した場合には、警察を維持しないものとなり、又、当該町の住民投票によつて警察を維持しないことができる。

前條第二項の規定により告示された町村以外の町村が警察を維持することとなつた場合又は警察を維持しないこととなつた場合(以下「民投票によつて警察を維持したこととなつた場合を除く。」)については、第四十條の三第六項及び第七項の規定を準用する。

第四十條の三第一項中「前條第四項」を「第四十條第三項又は前條三項」に改める。

第六十四條の改正規定の次に次のように加える。

第七章の次に次の一章を加える

第七章の二 公安委員協議会  
第六十六條の二 國家地方警察と治体警察及び自治体警察相互の聯絡を図るため、總理府に公安委員中央協議会を置く。

公安部員中央協議会は、必要ある場合は、内閣總理大臣その他関係機関に対し意見を申し述べることができる。

八五



するものであります。今回の改正案では、警察活動の能率の向上のために、各警察相互間に、犯罪情報の交換、関連犯罪に對して管轄区域外における職權の行使、さらに相互援助を認めております。この際、國家公安委員、都道府県公安委員及び市町村公安委員相互の連絡を円滑ならしめ、治安対策に遺憾なからしむるために、總理府並びに都道府県にそれべく、公安委員協議会を設けることいたしましたのであります。今後公安委員をして從来より一層有効に活動せしめ、治安上大いに寄與せしめることを期待しておるのであります。

修正の点は以上であります。この際政府の案に対してもが黨の要望を明らかにいたしまして、今後の本法の施行に遺憾なきを期したいと存じます。

第一点は、自治体警察につきましては、政府は地方財政平衡交付金中、標準警務費の単位費用を増額し、もつて運営の改善と質の向上をはかり、真に自治体警察をしてその機能を發揮せしむるに遺憾なきを期せられたいのであります。今回の改正によりまして、十名程度の職員の弱小自治体警察は漸次整理せられることは当然であります

が、元来自治体警察に對しましては、平衡交付金は職員一人当たりおよそ十六万二千円であります。しかも實際は

二十万以上も必要としたとしておるのであります。市町村は、自治体警察を維持するため、職員一人当たり四、五万円以上の負担をしておるのであります。この事実は見のがすことができない存じます。これに対しまして、国家警察につきましては、地元町村にたいへんまつたく負担をいたさないばかりでなく、二十万円以上國庫より支出をいたしておりますことを考えますと、自治体警察と国家警察との間に著しい差別が行われておることを見るのでありますし、これはまことに不合理な事態であると存じます。政府は自治体警察に対する認識を改め、はたして十分な認識を持つておるかどうかということを疑及させるを得ないのであります。今回の改正にあたりましても、往々にして自治体を窮屈に陥れました後に、自治体警察を維持することを不可能ならしめ、しかしてこれを国警に併存するかのとき印象を與えることもなきにしまらずであります。今後はすみやかに標準警察費の増額を行いまして、自ら体警察をして真に民主警察の特色を發揮することを得せしむるよう地方政府財政平衡交付金の増額を実現すべきものでありまして、これは單に政府の管轄のみにとどまらず、その実現に対して十分なる責任を持たれたいのであります。

ともに、地方に対する懲罰的を避くるがことと努めてもらいたいのであります。政府案によりまするならば、自治体警察の国際警察への移譲に伴いまして経費の増額が予想せられるのであります。ですが、今日その所要予算の計上がなればかりでなしに、国警の定員増加に対しましても、いまだその財源が確定いたしておらないのであります。かかることは、はなはだ不都合でありますて、すみやかに予算措置を講ぜられるの必要があるのであります。なお自治体警察の廃止によつて地方財政平衡交付金を減するが、ことは絶対にないことをすでに弁明しておられるのであります。が、今までの地方財政の運用から見ますると、まことに過撫の点が少くないことを私ども見ておりますので、あらかじめこれに対し十分なる注意を喚起いたしますとともに、なお所要の経費に対しましては、すみやかに追加補正予算を提出せられんことを要求するものであります。

第三点は、警察能力の向上のために、は、警察職員の質の向上という見地より見まして、国警並びに自警の人事の交流に対しましては、十分今後とも積極的な配意を要望するものであります。

第四点、将来の警察力の向上は、いたずらに人員の増加よりも、警察官の素質の向上と、装備の充実によるこ

のであります。現状より見ますると、この点はなお遺憾の点が少くないことを信ずるのであります。なお今回の改正によるところの定員の配置に関しましては、内外の情勢にかんがみまして実情に沿い、真に遺憾なき配置を実現せられたいのであります。なおその素質の向上と訓練に関しましても一層の努力を要望するのであります。なお自治体警察の職員は、今回の改正に伴いまして固警に移管せられる場合におきましては、一応その身分は保障せられるのでありまするが、なお今後自治体警察として残りまする者に対しましては、あるいは住民投票によりまして、これが国家警察に移るかも知れないという懸念にもさらされておるので、これがために自治体警察の能率の低下が生じないごとく常に配意を要望するものであります。

以上、大体わが党の態度を明らかにいたしたのでありまするが、要は、今日の情勢にかんがみまして、すみやかに警対力を増強することにあるのであります。しかも、これが民主的警察の精神を維持し、これを実現するということに要点があると存じます。何とぞ修正案に關しましては、各位の御賛成を要望するのであります。

なおこの際一言申し上げまするが、修正案が御賛同を得られなかつた場合におきましては、遺憾ながら政府の原案に対する反対せざるを得ない立場

にあるということを申し添える次第であります。(拍手)  
○副議長(岩本信行君) これより討論に入ります。河原伊三郎君。  
〔河原伊三郎君登壇〕  
○河原伊三郎君 私は自由党を代表して、ただいま議題となつておりまする警察法の一部を改正する法律案に對しまして、国民民主党の修正案に反対し、委員長報告の通り原案に賛成の討論を行わんとするものであります。  
現行警察法は、終戦後のこんとん時代たる昭和二十三年に制定されたのでありまして、形式的な警察の民主化に重きを置き、警察の機能能率に関する点、社会の実情との調和の点など、重要な面が闇黙されたきらいがあります。近く独立日本が新しく生れようとする今日、三年余の経験、実績にかんがみて本改正案の提出を見ましたことは、まことに時宜を得たものというべきであります。  
賛成の第一点は、本改正案が、警察民主化の主義にのつとつて、虚心坦懐、すなおに世論に聽從して立案せられておる点であります。すなわち、政治警察は、警察機能の点からも、小町村におけるきわめて小規模なる自らからも多大の難点を持つてゐるのである土氣の点からも、また町村財政の

するものであります。今回の改正案では、警察活動の能率の向上のために、各警察相互間に、犯罪情報の交換、関連犯罪に対し管轄区域外における職員によるため、市町村は、自治体警察を維持するため、職員一人当たり四五万円以上の負担をしておるのであります。

ともに、地方に対する悪影響を避ける  
がごとく努めてもらいたいのであります  
す。政府案によりまするならば、自治  
体警察の国際警察への移譲に伴いまし

のであります。現状より見ますると、この点はなお遺憾の点が少くないことを信ずるのであります。なお今回の改正によるところの定員の配置に關しま

にあるといふことを申し添える次第で  
あります。(拍手)  
**○副議長(岩本信行君)** これより討論  
に入ります。同上第二三回。

あります。しかし、町村住民の自由意思に  
よつて、国家警察へ返上できる道を開き、同時に再設置、新設、いずれも住民の意のままになるようにいたし、さらに市町村各自治体警察を全体を通して定員の制限をまったく撤廃して、増減ともに当該市町村の自由にまかせることにいたしましたことは、警察の民主化に徹した措置というべきであります。大いに賛意を表するゆえんであります。

ことを確信するものであります。

まして、現行警察制度の根本理念と相

する修正案に賛成で、反対の意見を申  
いたところです。 (拍手)

いて警察行政機関が、

賛成の第三点は、治安維持上重大事案について、やむを得ないと認められる場合は、部道府県知事が臨機の手を打つ道を開いたことであります。住民の直接投票によって最も民主的選ばれた知事、常に県会の監視を受けておる知事にこの権限を持たせておる、治安の実質上にも、住民に與え安全感の上にも、効果の大きい良策考へる次第であります。その他にも

現行の国家地方警察は、國家警察、地方警察の二つの性格、二つの機能を持つ国家地方警察が持つてゐるものであります。すなわち地方警察は、いわゆるいなか警察で、国家警察の面は隣機械変、機動性を持つて各自治体警察に応援をして、補完の作用をなすといふ二つの性格を持つておるものであつて、かようなことは、ひつきよにこの国家地方警察の性格またはその外

在の自由党の本問題に關する行政の關係において一言申し上げておきたいと思ふのであります。それは大橋法務省の現在の地位であります。すなはち、憲法の第四章第四十一條には、明瞭に立法の権限を国会に與え、さらかに第五章の第六十五條におきましては、行政の権限は内閣にあると規定しておるのであります。さらに第

言をし、さらに企画立案する立場に立つてゐるということは、明らかにこの二つは問題を混同したものであるということを申し上げなければならないのです。従つて、自党のこのファシズムの性格を遺憾なく現内閣は暴露しえるものであるということを、はつきりと申し上げなければならないと思います。(拍手)私は、かくのとおりであります。(拍手)私は、とき見地に立つて、今回提出されて

警察の第一点は、現行法の改正が、  
階級を正して能率の増進をはかつた点  
であります。戦後の警察は、戦前の警察  
に比較して人員は著しく増加され  
が、能率は遠にはなはだしく低下し  
た、これがために兎も角もが所在に頻

干の改正が加えられていますが、騒  
指摘するほどのこともない、当然ま  
は妥当な改正で、本改正案の全体を  
じて原案に賛成するゆえんであります。

味を破壊し去る、きわめて有害なる旨  
正意見と申されねばなりません。以上は  
理由によりまして、国民民主党的の立場  
正案には全部反対するものであります。  
す。(拍手)

章の第七十六條によつて、最高裁判所は司法権を掌握しておる。さらに同七十七條によりまして、最高裁判所は定める規定に検察官は従わなければならぬと、いうことが明記してあるのであります。この憲法の三権分立の原則

ります。この警察法一部改正法案の  
條にわたりまして、きわめて簡単で  
ござりまするが申し上げたいと思ふ  
であります。

が世論であります。これは戦前戦後の社会情勢の変化ということも見のがせないことがあります。警察の組織をこまかく碎いて、ばらばらに分離し、しかもそれらの自治体警察がおのれの独立的で、相互の連絡、協調、努力の道がとざされているということは、最大の原因をなしていると思われるからであります。本改正案は、この欠陥抜本的に是正し、相互連絡、相互援護の緊密化をばかり、事情によつては、の警察の領域においても捜査、検挙ができる道を開いたことは、最も適切改正であります。警察活動の活性化、能率の増進上大なる効果をもたらす

なが國民民主主義の修正案を不  
る理由を述べますれば、第二十條任  
事の所在をあいまいにするばかりでなく、いたずらに手続を煩雑にする  
であります。迅速を要するがこと  
事案につきましては、非常なる手落  
来るおそれなしとしないのであります  
て、まつたく有害無益の修正といふ  
きであります。(拍手)中央地方に  
それ公安委員協議会なるものを新  
設することは、無用の長物をつ  
以外の何ものでもないと信ずるの  
ります。組合警察の設置は、人口が  
な農村も広く自治体警察に持つて  
うとする考え方立つというべきで

私は、本改正案の無修正成立により幾多の欠陥が是正せられ、ここに察弱体の世評を清算して、生々はつゝ、独立新日本の治安秩序の確保をなつて遺憾なく機能を發揮し、国民を鼓舞し信頼を集める、よりよき民主主義の実現を期待いたしまして、重ね察の実現を期待いたしまして、重ね強く原案に賛意を表する次第であります。(拍手)

は、明らかに民主政治、行政の基礎あるとわれくは深く信じて疑わぬものであります。しかし現法権を掌握し、一方におい裁判官としておなじ行政権に主導大臣としておなじこの司法権を掌握し、一方におい警察の行政権に対する地位に対しまして、憲法上われくは多大の疑惑を持つことを、まず申し上げておかなければならぬと思うのであります。(拍手)われくは、過去数代の間にける日本の政治、行政が、ややおだたしまするならばアシズムの傾向陷入んといいたしておりますときたまにおいて司法権を握り、一方

りまする、管区学校並びに警察大学在学中の者約五千を、第四條に規定する三万の定員のはかに置くといふあります。これは警察学校におよそさらに警察大学におりまする者は、さうかなる、きわめて優秀なる警察官であつて、いつ何どきといえども行動し得る機能と資格を持つものであります。(拍手)従いまして、この定は、第四條に規定された三万のを、明らかに五千増員するといふのであつて、欺瞞もはなはだしいもであるといわざるを得ないのであります。

私は、本改正案の無修正成立によりて幾多の欠陥が是正せられ、ここに察観体の世評を清算して、生々はつゝ、独立新日本の治安秩序の確保をなつて遺憾なく機能を發揮し、国民敬愛と信赖を集め、よりよき民主察の実現を期待いたしまして、重ね強く原案に賛意を表する次第であります。(拍手)

は、明らかに民主政治、行政の基礎あるとわれくは深く信じて疑わぬものであります。しかるに、現法院裁であります大橋君は、一方におい裁判権を掌握し、一方におい警察の行政権に主導大臣としておられます現在の地位に対しまして、憲政上われくは多大の疑惑を持つておかないうことを、まず申し上げておかねばならないと思うのであります（拍手）われくは、過去数代の間に

りまする、管区学校並びに警察大学校在学中の者約五千を、第四條に規定する三万の定員のはかに置くといふあります。これは警察学校におよそさらに警察大学においてする者は、らかなる、きわめて優秀なる警察官であつて、いつ何ときといえども行動し得る機能と資格を持つものであります。(拍手)従いまして、この定は、第四條に規定された三万の

○門司高君 私は、日本社会党を生  
いたしまして、ただいま上程され  
りまする警察法の一部を改正する件  
案並びに国民党民主党的提出にかかる  
事

お表は法律の権力によるものである。まことに、一方において司法権を握り、一方で

を、明らかに五千増員するといふ  
であつて、欺瞞もはなはだしいも  
あるといわざるを得ないのであ  
す。

官報號外

おらにその次の第二十條に規定いたしておりまする、知事の、重大なる治安維持のために、公安委員を通じて國警の出動を要請することができるといふ権限であります。この権限は、事態の内容だけを見ますれば、あるいは妥当性があるかのような形は示しておられます。昭和二十二年九月十六日の、マツカーサー元帥から時の内閣總理大臣にあてた警察法改正に対する書簡の内容を見てみますならば、いかにもどしてはならないといふ意味は、はつきり明記してあるのであります。

従いまして、この趣旨と、この要領につとつた今日の警察権の行使が——し

かも警察に対しまるする権限と、さらに十分なる情報を把握いたしまするところの何らの組織の上に立つていいそ

の知事が、きわめて重大なる治安に對して、ただちに國警の出動を命ずると

いうことは、一面知事にきわめて大幅な警察権を付與するとの同じである。

すなわち警察権の中央集権化であるといふことをいわなければならぬと思

る當該自治警察に對し、公安委員會に對し、あるいは首長に対しまして、何らの話合いもしないで、

ただちに知事の認定によつて國家警察が出動して参ります——、その区域内に

おいて権限の行使をするということ

は、明らかに当該市町村の自治権の侵害であるといわなければならないのであります。今日、日本の眞の民主主義の建前といふものは、地方自治体の完

全なる自主的自律性である。これが日本民主政治の重要な点であるという

ことは、これまで憲法の九十二條に規定しておる通りであります。しかる

に、この自主的自律性が、かくのことと

き角度から侵害されると、ことにな

つて参りますするならば、この規定は明

らかに自治権の干犯であるといふこと

を申し上げましても、私は決して過言

ではないと思ひます。

その次に問題になつて参りますもの

は、四十條の、地方の弱小自治警察を

住民の意思によつて國家警察に吸収す

るという條項であります。この條文

は、一見民主的のようにも見えており

まするが、先ほど申し上げましたよう

に、眞に日本の民主化をはかるうと

し、眞に日本の警察行政を民主化する

ことのために、地方の住民はその責

任において治安を確保すべきであると

いうことは、これまでマツカーサーの

いうことは、これまでマツカーサーの

同書簡の中に明記してある事実であり

ます。こう考えて参りますと、われ

われは、この地方におきまする、たと

い弱小の自治警察と申しますと、當

然これの維持のできない欠陥を指摘い

たしまして、これを十分に補足して、

いわゆる弱小警察の育成助長がますな

が当然行わなければならない。それ

ます。すなわち、多く申されておりまする

うちで八大都市に含んでおりまする二

万三千が、かりに現状維持として増員に

置を伴わない、いたずらなる増員に對

しましては、将来の問題といたしまし

ても当然反対をしなければならない。

諸君は、架空のと申し上げますか、

予算を伴わない人員の増加を決議する

といふことは、私はきわめて不見識で

あると考えておるものであります。

(拍手)われへは、この三十億の予算

を、あるいは地方財政平衡交付金によ

つて地方に配付し、あるいは国家予算

においてこれをまかなわなければなら

ない具体的処置が講ぜられていないと

いうことが、この問題に對しまする一

つの大きな反対の理由であるといふこ

とを、十分に知つていただきたい。

さらに、民主党から出て参りました

として参るといたしまするならば、ここに

警官一人当たり二十万ないし二十三万

の費用を計上いたしておりまするの

で、明らかに三十億内外の予算を必要

として参るといたしまするならば、「予算をど

うするのだ」と呼ぶ者あり、今回この警

察官一人当たり二十万ないし二十三万

の費用を計上いたしておりまするの

で、明らかな三十億内外の予算を必要

として参るといたしまするならば、「予算をど

うするのだ」と呼ぶ者あり、今回この警

察官一人当たり二十万ないし二十三万



内務省警保局によつて指揮命令されたところの——。

戦時中の日本が、軍事国家であつたと同時に警察国家であつたことを思ひ出さならば、今回の改正こそは——であると断ぜざるを得ない

反対の第三点は、かつて戦時中知事が持つておつたところの田兵請求権とまつたく同様の国家警察出動要求権を與えたことであります。知事に対し、かかる独裁的権限を與えることの理由といたしまして、政府は、ある地方においては、警察や公安委員会が住民側についてしまつて手がつけられなであります。これこそまさに間に落ちず語るに落ちるものであつて、この改正條文が地方住民断圧以外の何ものでもないことを証明しておるものと思ふのであります。また知事に対しまして、かかる権限を與えることは、市町村の自主性を侵害するものであります。このことは、同時にまた現在の吉田反動内閣のもとにおきましては、地方自治制度すら、もはや成立し得なくなりつつあるといふこととの実証であります。

反対の第四点は、この改正案が何ら予算措置をすることなしに国会を通過せしめられようとしておる点であります。従つて国民は、本案によつて幾百億の増税を負担せねばならぬかは、ま

つたく知ることができないのであります。このことは、かつて東條軍閥が、國家予算を無視し、人民の負担を無視して厖大な軍隊をつくり上げたやり方と、まつたく同じであります。

最後に注意せねばならぬ点は、政府は本改正案の提出と時を同じくいたしまして、昔の特高警察官多数を含むところの戦犯者の大量追放解除を断行せんとしていることであります。このこ

とは、本改正案のねらうところがいかにも恐るべきものであるかということを、最も明らかに人民に知らしめるであります。

——祖国日本の独立を脅かすところの日本の再軍備を一層強行せんとしておるの仮面のもとに、人民断圧のための、また同時に——

武裝警察力増強以外の何ものでもないであります。政府は、この本質をごまさんがために、いわゆる間接侵略に備えるというデマを飛ばしておりますが、このデマの煙幕のもとに自己の野望を達成せんとしているのあります。ところが、事実はまつた

ものではありませんが、この正しい、合法的な講和は全面講和のみであることを知つておるのであります。今回政府が反動的改正法案を提出したことによりまして、日本の人民大衆は、いよいよますます單独講和こそが人民断圧の道であり、日本の植民地化の道であり、——への道であることを、はつきりと確信するに至つたのであります。現在すでに四百万ないし五百萬の労働大衆が全面講和促進の署名運動に参加しておりますが、この運動は、今後さらに燎原の火のごとく燃え上るであります。日本共産党は、その先頭に立つて國とうどともに、明らかに單独講和の一環であるところの本

日本自身の中に内外反動勢力の手によつてつくり上げられたあるところの、反人民的な、反民主的な武装勢力そのものであります。アジアの平和と独立を脅かしつつあるものは、わが日本の中につくられつたあるところの、厖大なるアーチショ的武装勢力そのものであります。

独立を脅かしつつあるものは、わが日本の中につくられつたあるところの、厖大なるアーチショ的武装勢力そのものであります。アーチショの平和と独立を脅かしつつあるものは、わが日本の中につくられつたあるところの、厖大なるアーチショ的武装勢力そのものであります。

——武裝警察力増強以外の何ものでもなければ、アジア各国民の意思でもないであります。日本の人民大衆は、單独講和こそは國際條約違反であり、従つて非合法であり、かつまた無効であることを知つております。唯一の正しい、合法的な講和は全面講和のみであることを知つておるのであります。今回政府が反動的改正法案を提出したことによりまして、日本の人民大衆は、いよいよますます單独講和こそが人民断圧の道であり、日本の植民地化の道であり、——への道であることを、はつきりと確信するに至つたのであります。現在すでに四百万ないし五百萬の労働大衆が全面講和促進の署名運動に参加しておりますが、この運動は、今後さらに燎原の火のごとく燃え上るであります。日本共産党は、その先頭に立つて國とうどともに、明らかに單独講和の一環であるところの本

改正案に対しましては断固反対せざるを得ないであります。

最後に、民主党の修正案は、本質的にはまつたく原案と同様であります。これは決して日本国民の意図であります。

——武裝警察力増強以外の何ものでもないであります。改訂案は、本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(岩本信行君) 起立少數。よつて床次健二君外三名提出の修正案につき採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

## 第一章 総則(第一條—第四條)

### 第二章 公営住宅の建設(第五條—第十一條)

### 第三章 公営住宅の管理(第十二條—第二十三條)

### 第四章 補則(第二十四條—第二十九條)

#### 附則

##### 第一章 総則

##### (この法律の目的)

第一條 この法律は、国及び地方政府が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄與することを目的とする。

##### (用語の定義)

第二條 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞ

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

公営住宅法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員会は終局いたしました。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。公営住宅法案を議題といたします。

## 公営住宅法案

### 公営住宅法

#### 目次

### 第一章 総則(第一條—第四條)

### 第二章 公営住宅の建設(第五

### 第三章 公営住宅の管理(第十二

### 第四章 補則(第二十四條—第二

#### 附則

##### 第一章 総則

##### (この法律の目的)

第一條 この法律は、国及び地方政府が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄與することを目的とする。

##### (用語の定義)

第二條 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞ

れ当該各号に定めるところによ  
る。

一 地方公共団体 市町村及び都  
道府県をいう。

二 公営住宅 この法律により、

地方公共団体が国の補助を受け  
て建設し、その住民に賃貸する  
住宅及びその附帯施設をいう。

三 第一種公営住宅 政令で定め  
る基準の収入のある者に対する  
賃貸する、政令で定める規格の  
公営住宅をいう。

四 第二種公営住宅 第一種公営  
住宅の家賃を支拂うことができ  
ない程度の低額所得者又は災害  
に因り住宅を失つた低額所得者  
に対する賃貸する、政令で定め  
る規格の公営住宅をいう。

五 公営住宅の建設 公営住宅を  
建設するために必要な土地を取  
得し、又はその土地を宅地に造  
成することを含むものとする。

六 公営住宅の供給 公営住宅の  
建設及び管理をすることをい  
う。

七 共同施設 兒童遊園、共同浴  
場、集会所その他公営住宅の入  
居者の共同の福祉のために必要  
な施設で政令で定めるものをい  
う。

八 共同施設の建設 共同施設を  
建設するために必要な土地を取  
得し、又はその土地を宅地に造  
成することを含むものとする。

九 事業主体 公営住宅の供給を  
行う地方公共団体をいう。

(公営住宅の供給)

第三條 地方公共団体は、常にその

区域内の住宅事情に留意し、低額  
所得者の住宅不足を緩和するため  
必要があると認めるときは、公営  
住宅の供給を行わなければならな  
い。

(国及び都道府県の援助)

第四條 国は、必要があると認める  
ときは、地方公共団体に対し、  
公営住宅の供給に関して、財政上、  
金融上及び技術上の援助を與えな  
ければならない。

都道府県は、必要があると認め  
るときは、市町村に対して、公営  
住宅の供給に関して、財政上及び技  
術上の援助を與えなければならない

い。

第二章 公営住宅の建設

(建設基準)

第五條 公営住宅の建設は、建設大  
臣の定める建設基準に従い、行わ  
なければならない。

2 事業主体は、一団の土地に五十  
戸以上集団的に公営住宅の建設を  
なされなければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による  
國会の承認があつたときは、逕轍  
なく、都道府県の区域ごとの公営  
住宅建設三箇年計画を定め、これ  
を当該都道府県知事に通知しなけ  
ばならない。

4 建設大臣は、前項の規定によ  
る通知があつたときは、関係市  
町村長と協議の上、建設大臣の承  
認を得て、逕轍なく、市町村の区  
域ごとの公営住宅建設三箇年計  
画を定め、これを当該市町村長に通  
知しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定に  
よる通知があつたときは、関係市  
町村長と協議の上、建設大臣の承  
認を得て、逕轍なく、市町村の区  
域ごとの公営住宅建設三箇年計  
画を定め、これを当該市町村長に通  
知しなければならない。

6 内閣は、昭和二十七年度以降毎  
年度、國の財政の許す範囲内にお  
いて、第三項の規定により國会の  
承認があつた公営住宅建設三箇年  
計画を実施するために必要な経費  
を予算に計上しなければならな  
い。

(国の補助)

第七條 国は、事業主体が公営住宅  
建設三箇年計画に基づいて公営住宅  
の建設をする場合においては、予  
算の範囲内において、当該事業主  
の建設をする場合においては、予

2 建設大臣は、前項の規定により  
提出された公営住宅建設三箇年計  
画の資料に基いて、建設省設置法  
(昭和二十三年法律第八百十三号)第  
十條に規定する住宅対策審議会の  
意見を聞き、公営住宅建設三箇年  
計画を作成して開議の決定を求  
めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定に  
より開議の決定を経た公営住宅建  
設三箇年計画の大綱を国会に提出  
して、その承認を求めなければならない。

4 建設大臣は、前項の規定による  
國会の承認があつたときは、逕轍  
なく、都道府県の区域ごとの公営  
住宅建設三箇年計画を定め、これ  
を当該都道府県知事に通知しなけ  
ばならない。

5 前二項の規定による國の補助金  
額の算定については、同項に規定  
する公営住宅の建設又は共同施設  
の建設に要する費用が建設大臣の  
定める標準建設費をこえるとき  
は、標準建設費をその費用とみな  
す。

6 国は、第一項又は第二項の場合  
においては、公営住宅建設三箇年  
計画により公営住宅又は共同施設  
を建設するために必要な土地の取  
得又は宅地の造成に要する費用に  
ついては、次年度以降に建設すべ  
き公営住宅又は共同施設に係るもの  
についても、補助することができる。  
い。

7 建設大臣は、前二項の規定によ  
る通知があつたときは、関係市  
町村長と協議の上、建設大臣の承  
認を得て、逕轍なく、市町村の区  
域ごとの公営住宅建設三箇年計  
画を定め、これを当該市町村長に通  
知しなければならない。

8 内閣は、昭和二十七年度以降毎  
年度、國の財政の許す範囲内にお  
いて、第三項の規定により國会の  
承認があつた公営住宅建設三箇年  
計画を実施するために必要な経費  
を予算に計上しなければならな  
い。

(災害の場合の國の補助の特例)

第九條 国は、左の各号の一に該當  
する場合において、事業主体が災  
害に因り滅失した住宅は居住して  
いた低額所得者に賃貸するため第  
二種公営住宅の建設をするとき  
は、その費用の三分の二を補助し  
なければならない。但し、災害に  
因り滅失した住宅の戸数の三割に  
相当する戸数をこえる分について  
は、この限りでない。

10 地震、暴雨、洪水、高潮

体に対して、第一種公営住宅の建  
設についてはその費用の二分の  
一、第二種公営住宅の建設につい  
てはその費用の三分の二を補助し  
なければならない。

11 國は、事業主体が公営住宅建設  
三箇年計画に基づいて共同施設の建  
設をする場合においては、予算の  
額の算定において、当該事業主体に  
對して、その費用の二分の一以内  
を補助することができる。

12 國は、事業主体が公営住宅建設  
三箇年計画に基づいて共同施設の建  
設又はこれらの補修をするとき  
は、共同施設が滅失し、又は著し  
く損傷した場合において、事業主  
体が公営住宅の建設、共同施設の  
建設又はこれらの補修をするとき  
は、第七條第一項及び第二項の規  
定による補助率の区分に従い、當  
該公営住宅の建設当該共同施設の  
建設又はこれとの補修(以下「災害  
に基く補修」という。)に要する費  
用を補助することができる。

13 第七條第三項の規定は、前二項  
の場合に準用する。

14 第九條事業主体は、前二條の規定  
により國の補助を受けようとする  
ときは、建設省令で定めるところ  
により、事業計画書及び工事設計  
要領書を添えて、國の補助金の交  
付申請書を建設大臣に提出しなけ  
ばならない。

15 建設大臣は、前項の規定によ  
る提出書類を審査し、適當と認め  
るときは、國の補助金の交付を決  
定し、これを當該事業主体に通知  
しなければならない。

その他の異常な天然現象に因り  
住宅が滅失した場合で、その滅  
失した戸数が被災地全域で五百  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が二百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

16 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

17 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

18 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

19 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

20 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

21 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

22 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

23 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

24 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

25 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

26 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

27 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

28 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

29 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

30 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

31 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

32 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

33 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

34 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

35 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

36 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

37 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

38 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

39 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

40 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

41 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

42 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

43 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

44 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

45 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

46 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

47 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

48 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

49 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

50 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

51 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

52 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

53 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

54 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

55 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

56 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

57 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

58 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

59 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

60 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

61 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

62 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

63 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

64 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

65 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

66 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

67 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

68 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

69 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

70 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

71 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

72 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

73 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

74 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

75 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

76 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

77 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

78 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

79 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

80 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市町村の区域内の  
戸数が五百戸以上又は一市町  
村の区域内の住宅戸数の一割以  
上であるとき。

81 國は、災害(地震による火災以  
外の火災を除く。)に因り公営住宅  
戸以上又は一市

## (都道府県の補助)

第十條 都道府県は、公営住宅の建設、共同施設の建設又は災害に基づく補修をする事業主体が市町村であるときは、当該事業主体に対し補助金を交付することができる。(国の貸付金)

第十一條 国は、事業主体に対しても、当該事業主体の財政事情及び建設に要する費用の償却の条件を参考して、通常の條件より事業主体に有利な條件で、公営住宅の建設、共同施設の建設又は災害に基づく補修に必要な資金を貸し付けることができる。

## 第三章 公営住宅の管理

## (家賃の決定)

第十二條 公営住宅の家賃は、政令で定めるところにより、当該公営住宅の建設に要する費用(当該費用のうち国又は都道府県の補助に係る部分を除く。)を期間二十年以上、利税率六分以下で毎年元利均等に償却するものとして算出した額に修繕費、管理事務費及び損害保険料を加えたものの月割額を限度として、事業主体が定める。

2 前項の場合において公営住宅の敷地が借地であるときは、当該公営住宅の家賃は、同項の月割額にして定めるものとする。

3 事業主体は、前二項の規定にかわらず、特別の事情がある場合において家賃の減免を必要とすると認める者に対する家賃を減免することができる。

## 4 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならぬ。

## (家賃及び敷金の変更等)

第十三條 事業主体は、左の各号の一に該当する場合においては、建設大臣の承認を得て、条例で前條の規定による家賃(敷金を徴収している場合においては、敷金を含む。以下この條において同様とする。)を変更し、又は前條第一項から第三項までの規定にかかるずつ家賃を別に定めることができる。

一 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。  
二 公営住宅相互の間ににおける家賃の均衡上必要があると認めるとき。

三 前項の規定により、市町村が建

設大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

## (家賃以外の金品徴収の禁止)

第十四條 事業主体は、公営住宅の入居者から、住宅の使用に関して、家賃を除く外権利金その他の金品の徴収することができない。但し、三ヶ月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することは、この限りでない。

(修繕の義務)

第十五條 事業主体は、公営住宅の家屋の壁、柱、床、はり、屋根及び階段を修繕する義務を免かれることができる。但し、入居者の責任において家屋の減免を必要とすると認められる者に対する家賃を減免することができる。

(入居者の選考)

第十八條 事業主体の長は、入居の申込をした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数をこえる場合においては、住宅に困窮する実情を調査して、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該

(入居者の募集方法)

第六條 事業主体は、災害、不良住宅の撤去その他政令で定める特別の事由がある場合において特定の者を収容するため公営住宅の建設をする場合を除く外、公営住宅の入居者を公募しなければならない。

第二十一条 事業主体の長は、公営住宅の入居者が左の各号の一に該当する場合においては、当該入居者に對して、その公営住宅の明渡しを請求することができる。

二 不正の行為によつて入居したとき。

三 公営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

四 前條の規定に違反したとき。

五 第二十五条第一項の規定に基づく條例に違反したとき。

二 家賃を三月以上滞納したとき。

三 公営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

四 前條の規定に違反したとき。

五 第二十五条第一項の規定に基づく條例に違反したとき。

二 公営住宅の入居者は、前項の請求を受けたときは、すみやかに当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を拂い、これらを正直に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む)があること。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む)があること。

二 每月政令で定める基準のある者であること。但し、第八條第一項又は第二項の規定により、当該公営住宅の補助を受けて建設する公営住宅については、なお、当該災害に因り住宅を失つた者であること。

三 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

が明らかな者であること。

(入居者の選考)

第十九條 事業主体の長は、家賃、敷金又は前條の規定による入居者の選考方法を定め、又は変更したときは、一月以内に、建設大臣に報告しなければならない。

二 前項の規定により、市町村長が報告しなければならない。

一 不正の行為によつて入居したとき。

二 家賃を三月以上滞納したとき。

三 公営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

四 前條の規定に違反したとき。

五 第二十五条第一項の規定に基づく條例に違反したとき。

二 公営住宅の入居者は、前項の請求を受けたときは、すみやかに当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を拂い、これらを正直に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む)があること。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む)があること。

二 每月政令で定める基準のある者であること。但し、第八條第一項又は第二項の規定により、当該公営住宅の補助を受けて建設する公営住宅については、なお、当該災害に因り住宅を失つた者であること。

三 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

(入居者の選考)

公営住宅の入居者を決定しなければならない。

(公営住宅の明渡)

第二十二条 事業主体の長は、公営住宅の入居者が左の各号の一に該当する場合においては、当該入居者に對して、その公営住宅の明渡しを請求することができる。

二 不正の行為によつて入居したとき。

三 公営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

四 前條の規定に違反したとき。

五 第二十五条第一項の規定に基づく條例に違反したとき。

二 公営住宅の入居者は、前項の請求を受けたときは、すみやかに当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を拂い、これらを正直に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む)があること。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む)があること。

二 每月政令で定める基準のある者であること。但し、第八條第一項又は第二項の規定により、当該公営住宅の補助を受けて建設する公営住宅については、なお、当該災害に因り住宅を失つた者であること。

三 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

(入居者の選考)

第二十三条 事業主体は、公営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、公営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を與えるために公営住宅監理員を置かなければならぬ。

2 公営住宅監理員は、事業主体の長がその職員のうちから命ずる。

二 公営住宅監理員は、事業主体の長がその職員のうちから命ずる。

承認を得たときは、この限りでない。

(公営住宅の明渡)

第二十二条 事業主体の長は、公営住宅の入居者が左の各号の一に該当する場合においては、当該入居者に對して、その公営住宅の明渡しを請求することができる。

二 不正の行為によつて入居したとき。

三 公営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

四 前條の規定に違反したとき。

五 第二十五条第一項の規定に基づく條例に違反したとき。

二 公営住宅の入居者は、前項の請求を受けたときは、すみやかに当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を拂い、これらを正直に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む)があること。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む)があること。

二 每月政令で定める基準のある者であること。但し、第八條第一項又は第二項の規定により、当該公営住宅の補助を受けて建設する公営住宅については、なお、当該災害に因り住宅を失つた者であること。

三 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

(入居者の選考)

第二十三条 事業主体は、公営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、公営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を與えるために公営住宅監理員を置かなければならぬ。

2 公営住宅監理員は、事業主体の長がその職員のうちから命ずる。

組織する団体に譲渡することがで  
きる。

2 前項の規定による譲渡の対価  
は、政令で定めるところにより、公  
営住宅の建設又は共同施設の建設  
の費用に充てなければならない。

3 事業主体は、公営住宅又は共同  
施設が災害に因り著しく損傷した  
場合において、これを補修するこ  
とが不適当であると認めるとき  
は、建設大臣の承認を得て、その  
用途を廃止することができる。

4 第一項は前項の規定により、  
市町村が建設大臣の承認を求める  
ときは、都道府県知事を経由して  
しなければならない。

(管理に関する條例の制定)

第二十五回 事業主体は、この法律  
で定めるものの外、公営住宅及び  
共同施設の管理について必要な事  
項を條例で定めなければならな  
い。

2 事業主体の長は、前項の條例が  
制定され、又は改廃されたとき  
は、一月以内に、建設大臣に報告  
しなければならない。

3 前項の規定により、市町村長が  
建設大臣に報告するときは、都道  
府県知事を経由してしなければな  
らない。

(建設大臣及び都道府県知事の指  
導監督)

第二十六回 建設大臣及び都道府県  
知事は、公営住宅の建設、共同施  
設の建設並びにこれらの管理及び  
災害に基く補修に関し、事業主体  
に対して、必要な指示を行い、報  
告書の提出を命じ、又は当該職員  
を指定して、関係の物件又は書類

を実地検査させることができる。

2 前項の実地検査において、現に  
居住の用に供している公営住宅に  
立入るときは、あらかじめ、当該  
公営住宅の入居者の承諾を得な  
ければならない。

3 第一項の規定により実地検査に  
当る職員は、その身分を示す証票  
を携帯し、関係人の請求があつた  
ときは、これを呈示しなければな  
らない。

(指導監督費の交付)

第二十七回 国は、政令で定めると  
ころにより、前條第一項の規定に  
より都道府県知事が行う指導監督  
に要する費用を都道府県に交付し  
なければならない。

(補助金の返還等)

第二十八回 建設大臣は、事業主体  
が公営住宅の建設、共同施設の建  
設又はこれらの管理若しくは災害  
に基く補修について、この法律又  
はこの法律に基く命令に違反する  
事実があつたときは、当該事業主  
体に対し、国の補助金の全部若  
しくは一部を交付せず、その交付  
を停止し、又は交付した際の補助  
金の全部若しくは一部の返還を命  
ずることができる。

(全部事務組合に対するこの法律  
の適用)

第二十九回 この法律又はこの法律  
に基く命令の規定の適用について  
は、全部事務組合は市町村と、全  
部事務組合の管理者は市町村長と  
みなす。

1 この法律は、昭和二十六年七月  
一日から施行する。

附 則

1 この法律は、昭和二十六年七月  
一日から施行する。

2 昭和二十七年度を初年度とする  
公営住宅建設三箇年計画の資料の  
提出については、第六條第一項中  
「五月三十一日」とあるのは、「七  
月三十一日」と読み替えるものと  
する。

3 この法律施行の時において、現  
に地方公共団体がその住民に賃貸  
するため管理している住宅でその  
建設について國の補助を受けたも  
の及び地方公共団体がその住民に  
賃貸するため昭和二十六年度にお  
いて國の補助を受けた建設して管  
理する住宅は、左の各号に掲げる  
ところにより、第一種公営住宅又  
は第二種公営住宅とみなして、こ  
の法律の規定（第六條及び第七條  
を除く）を適用する。

一 建設についてその費用の二分  
の一以内の國の補助を受けた住  
宅（特に低廉な家賃で低額所得  
者に賃貸するための第二條第四  
号の規定による政令で定める規  
格に該当する住宅を除く。）は、  
まず、本法律案の要旨について申し  
上げます。戦災等に基く異常なる住宅  
難に對処して、毎年行われております  
公営住宅の供給に難しましては、建設  
費の半額が国庫から補助されておりま  
す。これは單に年々の予算措置によつ  
て建設されておるので、法律によつて  
国庫の補助が確立されてはいなかつ  
たのであります。翻つて諸外国の事例  
を見ますと、英國におきましては、す  
ぐに多数の住宅が滅失した場合には、そ  
の滅失戸数の三割までは、その地方の  
公共団体が第二種公営住宅を建設し得  
ること等であります。

○内海安吉君

ただいま議題となりました  
「最終号の附録に掲載」

公営住宅法案（田中角榮君外十六名  
提出）に関する報告書

の一号を加える。

二十三回の三 公営住宅法（昭和  
二十六年法律第 号）の施行  
に関する事務を管理すること。

第三條第二十三号の二の次に次

と。この主要なる点は、およそ次の通り  
であります。すなわち第一に、公営住  
宅の建設は地方公共団体の責任として  
いること、第二に、公営住宅を第一種  
と第二種に區別し、第一種公営住宅は  
一般的の低額所得者、第二種公営住  
宅は、さらに低額な所得者を対象として  
いること、第三に、建設大臣は、公営住  
宅の建設は地方公共団体の責任として  
いること、第四に、災害時

に付託され、翌十五日、提案者より提  
案理由の説明を求め、引続き質疑を行  
いました。次に質疑応答のおもなる点  
について申し上げます。

本法律案は、五月十四日建設委員会  
に付託され、翌十五日、提案者より提  
案理由の説明を求め、引続き質疑を行  
いました。次に質疑応答のおもなる点  
について申し上げます。

第一に、厚生省が考慮している生活  
保護の面からする住宅対策と本法律

の供給についてすみやかに立法措  
置を講じ、この方策を恒久的に確立す  
る必要があるのであります。本法律案  
は、以上の観点に立つて、國の補助に  
よる公営住宅の建設、補修及び管理に  
關して規定いたしまして、公営住宅の  
計画的供給に関する國と地方公共団体  
との責任及び公営住宅の建設に要する  
費用の両者の負担の限界を明確にする  
とともに、公営住宅の管理の適正をは  
かつたものであります。

案との関係いかんとの質疑に對して、は、本法律案は国民大衆に低廉なる住宅を供給するものであるが、現下の異常なる住宅難に對処して一般の住宅困难者に貸與されるものであつて、貧困者に対する生活保護の面とはおずから異なるものがある。建設省は建設省において一本に所管することが官制上も至当であり、さらに住宅政策を強力に推進するゆえんである。ただし第二種公営住宅の管理に對する指導監督に関しては、建設省は厚生省と十分協議して運営上適切なきを期する旨の答弁がありました。

第二に、公営住宅建設三箇年計画はいかなる範囲において国会の承認を得るのか、またこれによつていかなる効果を期待するかという質疑に對しましては、公営住宅建設三箇年計画として国会の承認を得るのは、各年度に建設される住宅の戸数及び所要資金であつて、その効果としては、公営住宅の建設並びに敷地の取得または造成をある程度長期の見通しに立つて行い得るという点にある旨の答弁がありました。

第三に、地震または暴風雨等の災害による場合は五百戸以上、火災による場合は二百戸以上の住宅が喪失した場合に限り、国庫から三分の一の補助を受けて第二種公営住宅を建設し得ることとなつてゐるが、この戸数の區別はいかなる理由により設けたかという質疑に対しましては、地震、暴風雨等は

広い範囲に分布するため五百戸とし、火災は比較的小範囲に集中するため二戸戸として、その間の均衡をはかつた旨の答弁がございました。

り可決いたしました。  
以上御報告申し上げます。

○副議長 岩本信行君 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よ  
るに本件はなほ議論を要する所無く、二  
〇一六・九・二四

「で本集は委員長率皆の通り貢献いたしました。(拍手)

明二十五日は定期より精に本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

出席國務大臣

法務總裁 大橋  
運輸大臣 山崎 武夫君  
猛君

出席政府委員  
內閣官房長官 稲崎  
勝男君

人事院總裁 清君  
國家地方營業

察本部次長 溝淵培巳君  
外務政務次官 草葉 隆圓君

文部政務次官 水谷  
厚生政務次官 平澤  
長吉君 留君

厚生省公衆衛生局長 山口 正義君

朗読を省略した報告

一、昨二十三日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。  
地方自治法の一部を改正する法律  
国土調査法

一、昨二十三日、内閣總理大臣から、  
工業技術協議会委員に參議院議員深川榮左衛門君を命ずるについて国会  
法第三十九條但書の規定により国会  
の議決を得たい旨の要請書を受領し  
た。

一、昨二十三日、内閣總理大臣から、  
中央更生保護委員会委員に白根松介  
君を任命したいので犯罪者予防更生  
法第四條第二項の規定により本院の  
同意を得たい旨の要請書を受領した。

一、吉田内閣總理大臣から林議長宛、  
去る十九日議長において承認した齋藤  
謙吉及び去る二十二日承認した高野  
に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十三日常任委員会において、  
次の通り理事を補欠選任した。

人事委員会

理事　藤枝　泉介君（理事藤枝泉  
輔君去る三月二十日委員辞  
任につきその補欠）

郵政委員会

理事　飯塚　定輔君（理事飯塚定  
輔君去る三月二十日委員辞  
任につきその補欠）

一、昨二十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
人事委員 今村長太郎君
片岡伊三郎君
小林信一君
地方行政委員 久野忠治君
法務委員 江崎一治君
外務委員 大蔵委員 有田二郎君
文部委員 厚生委員 生田和平君
農林委員 水産委員 小川原政信君
通商產業委員 運輸委員 越智茂君
中村純一君
川島金次君
電氣通信委員 石原登君
労働委員 犬養惟君
予算委員 今野武雄君
建設委員 尾崎
議院運営委員 今野武雄君
人事委員 西村直君

藤枝	泉介君	福田	篤泰君
芦田	均君	林	百郎君
地方行政委員		石原	登君
法務委員		眞鍋	勝君
外務委員		星島	一郎君
小川原政信君		今村長太郎君	
砂間	一良君	小林	信一君
大蔵委員		今野	武雄君
大野	伴陸君	越智	茂君
文部委員		久野	忠治君
厚生委員		村上	勇君
渡邊	良夫君	大西	祐夫君
農林委員		尾崎	未吉君
水産委員		浅羽稻次郎君	
通商產業委員		電氣通信委員	
中村	純一君	福永	一臣君
運輸委員		労働委員	
船越	弘君	船越	弘君
刈田アサノ君		予算委員	
建設委員		議院運営委員	
田中	角榮君	竹村奈良一君	
川島	金次君	公職選舉法改正に關する調査特別委員	
渡部	義通君	昨二十三日議長において、次の特別委員の辭任を許可した。	
立花		一、昨二十三日議長において、次の通り特別委員の辞欠を指名した。	

一、昨二十三日議員から提出した議案は次の通りである。

警察法の一部を改正する法律案に対する修正案(床次徳二君外三名提出)

小口電力、家庭電燈料金値下げに関する決議案(河田賢治君外二十四名提出)

一、昨二十三日内閣から提出した議案は次の通りである。

商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案

一、昨二十三日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

国有林野法案

一、昨二十三日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

国有林野整備臨時措置法案

一、昨二十三日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

外因保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十三日参議院から同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案

一、昨二十三日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

高压ガス取締法案

一、昨二十三日委員会に付託された次の議案を受領した。

北上川開発法案

一、昨二十三日参議院から同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

保険業法の一部を改正する法律案

一、昨二十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

北上川開発法案

(參議院送付)

官報号外

昭和二十六年五月二十五日

衆議院会議録第三十九号

議長の報告

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六八号) (参議院送付)

商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一七八号)

国有林野法案(参議院提出、参法第一八八号)

国有林野整備臨時措置法案(参議院提出、参法第一九〇号)

以上四件 大蔵委員会 付託

国有林野法案(参議院提出、参法第一三〇号) (参議院送付)

高压ガス取締法案(内閣提出第一三〇号)

以上二件 農林委員会 付託

通商産業委員会 付託

から送付された議案は次の委員会に付託された。

北上川開発法案(川村松助君外八名提出、参法第二五号)(子)

内閣委員会 付託

海上運送法等の一部を改正する法律案

一、昨二十三日予備審査のため参議院から送付された議案は次の通りである。

弁護士法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十三日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

一、昨二十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

電信電話料金法の一部を改正する法律案

硫酸アンモニア増産及配給統制法を廃止する法律案

一、昨二十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

企業組合の組合員に対する課税に関する質問主意書(今治勇君提出)

人口問題に関する質問主意書(床次徳二君提出)

所得税徵收の実状に関する質問主意書(深澤義守君提出)

租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律案

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税關の支署及び出張所並びに支署の出張所及び監視署の設置に關し承認を求める件

特別都市計画法の一部を改正する法律案

計量法施行法案

海上運送法等の一部を改正する法律案

一、昨二十三日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

食糧の政府買入数量の指示に関する法律案

国土調査法案

一、昨二十三日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律案

一、昨二十三日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

国立大学進学適性検査に関する質問主意書(並木芳雄君提出)

所得税徵收の実状に関する質問主意書(深澤義守君提出)

大豆及び雑穀に関する質問主意書

(高倉定助君提出)

